

潮来市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画(第2期)

福祉先進都市を目指して

みんなで変える! 変わる! 潮来の福祉



平成30年3月
潮来市
潮来市社会福祉協議会

(表紙 裏白)

はじめに

近年、少子高齢化の進展や人々の価値観の多様化等により、ライフスタイルも多様化し、家族や地域の支え合いといったつながりが希薄化する中、高齢者の介護や虐待問題をはじめ、生活困窮や社会的孤立等の課題が深刻さを増しております。こうした福祉課題は、複合化、複雑化し、従来の高齢者、障がい者、生活困窮者、児童福祉といった縦割りの支援だけでは課題解決が困難になっております。また、平成23年3月に発生した東日本大震災や平成28年4月の熊本地震を契機として災害時における要支援者への避難体制の強化やその支援等も重要な課題となっております。



このような状況を踏まえ、平成30年度から6年間を計画期間とする第2期の「潮来市地域福祉計画」では、基本理念を『みんなで変える！変わる！潮来の福祉＝福祉先進都市を目指して=』と定め、市民の皆様や市の福祉に対する意識を変えていく、変わっていくことによって、だれもが安心して住み続けられるまち「地域共生社会」の実現を目指しております。

本計画策定に当たっては、地域福祉を推進する中核的な専門組織と位置づけられる社会福祉協議会が定める「地域福祉活動計画」と基本理念を共有し、地域福祉計画と一緒に策定するとともに、関連する福祉の諸計画（障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画）の上位計画と位置づけ、課題等を共有しながら、取り組みを推進することとしております。

誰もが支え、支えられる地域社会を作っていくためには、行政の取り組みや個人・家庭だけでなく、地域の方々がお互いの力を合わせて、地域福祉課題の解決に向けて取り組んでいくことが求められており、市民の皆様、地域並びに関係団体等の皆様のより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画を策定するにあたり、アンケート、地域懇談会、パブリックコメント等で貴重なご意見、ご提言をいただきました市民等の皆様をはじめ、熱心にご審議くださいました潮来市地域福祉計画策定委員の皆様には、心から感謝を申し上げます。

平成30年3月

潮来市長 原 浩道

(市長あいさつ 裏白)

はじめに

潮来市社会福祉協議会（社協）では、平成25年3月に地域福祉の推進に向けた具体的な行動計画として「潮来市地域福祉活動計画（第1期）」を策定し、その実現に向けて市民の皆様、社協、行政等が、それぞれの役割の中で「協働」と「連携」により地域福祉の推進に取り組んでまいりました。

しかし、近年、地域においては、隣近所の付き合いやコミュニティーの希薄化など地域を取り巻く環境は多様化してきております。

また、認知症や介護負担などの問題、障がいのある方の自立や社会参加の問題、育児放棄、虐待、生活困窮等、個人や家族だけでは解決が困難な問題が増えてきております。

潮来市地域福祉活動計画（第1期）の改定にあたり、社協では、潮来市と合同で設置した「潮来市地域福祉計画・潮来市地域福祉活動計画策定委員会」において、これまでの主な取り組みの評価を実施した結果と、市民アンケート調査などにより把握した市民の意向やニーズを反映させ、「潮来市地域福祉活動計画（第2期）」を策定いたしました。

第2期計画では、潮来市が策定した「潮来市地域福祉計画」の基本理念『みんなで変える！変わる！潮来の福祉』を共有し、潮来市とともに「福祉先進都市」を目指していくというものであります。

そして、私たち社協は、地域福祉の推進を担う中心的な組織として『顔の見える社協づくり～あの人があるから「社協」へ行こう！～』を基本的な考え方として、地域社会における役割の重要性を再確認し、『いっしょに たすけあう こみゅにてい』を合言葉に、市民の皆様や地域のボランティア、地域団体等と連携をしながら、役職員が一丸となって計画を推進してまいりますので、皆様のご支援・ご協力をお願いいいたします。

結びに、この計画書策定にあたり実施したアンケート調査にご協力をいただきました皆様、そして地域懇談会等で貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、潮来市地域福祉活動計画策定委員会の皆様に心からお礼申し上げます。

平成30年3月

社会福祉法人 潮来市社会福祉協議会

会長 根本 健助



(社協会長あいさつ 裏白)

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の趣旨と背景	1
2 計画の性格と位置づけ	2
(1) 計画の性格	2
(2) 計画の位置づけ	3
(3) 計画の構成	4
3 計画の期間及び見直しの時期	5
4 計画の策定体制	6
(1) 地域福祉計画策定に係るアンケート	6
(2) 関係各課等、障害福祉団体、サービス提供事業者へのヒアリング	6
(3) 地域懇談会の開催	6
(4) 会議等	7
(5) パブリックコメント	7
第2章 地域福祉の現状と課題	9
1 人口等の現状	9
(1) 総人口と世帯の推移	9
(2) 高齢者人口・高齢化の推移	10
(3) 障害者手帳所持者の推移	11
(4) 出生児数の推移	12
(5) 教育・保育の状況	12
2 市民の福祉意識	13
(1) 地域とのつながりについて	13
(2) 地域活動やボランティア活動について	14
(3) 地域福祉活動の推進について	15
(4) 安心して暮らせる福祉のまちづくりについて	16
(5) 中学生・高校生の福祉意識について	17
3 地域活動の概要	18
(1) 民生委員児童委員の活動	18
(2) 自治会（区）の活動	19
(3) ボランティア団体・NPOの活動	20
(4) 社会福祉協議会の活動	21
4 これまでの主な取り組みと評価	23
(1) これまでの主な取り組み	23
(2) 第1期計画の評価	26
5 地域福祉の重点課題	28
6 大切なこと、やるべきこと（職員ワークショップ）	31

第3章 潮来市地域福祉計画	33
1 基本理念	33
2 基本目標	35
3 施策体系	37
《基本目標1》 福祉が必要な人を見逃さない地域づくり	
(1) 地域で信頼される人材の育成	39
(2) 情報共有の強化	41
(3) 福祉意識の醸成	42
《基本目標2》 課題を解決できる地域づくり	
(1) 福祉・保健拠点の整備	45
(2) 総合相談体制の整備	46
《基本目標3》 サービスの切れ目と隙間のない地域づくり	
(1) 高齢者福祉・介護保険事業の充実	50
(2) 障がい者（児）福祉の充実	52
(3) 児童福祉・子育て支援の充実	53
(4) 生活困窮者支援の充実	54
《基本目標4》 生活の質の向上を目指す地域づくり	
(1) 地域福祉活動の充実	56
(2) 権利擁護の充実	58
(3) 防犯・防災体制の充実	59
(4) 福祉のまちづくりの充実	61
第4章 潮来市地域福祉活動計画	63
1 基本的な考え方	63
2 社協の役割	64
3 活動計画の内容	65
《基本目標1》 福祉が必要な人を見逃さない地域をつくろう	
(1) 地域で信頼される人材の育成	65
(2) 情報共有の強化	67
(3) 福祉意識の醸成	68
《基本目標2》 課題を解決できる地域をつくろう	
(1) 福祉・保健拠点の整備	69
(2) 総合相談体制の整備	70
《基本目標3》 サービスの切れ目と隙間のない地域をつくろう	
(1) 高齢者福祉・介護保険事業の充実	74
(2) 障がい者（児）福祉の充実	76
(3) 児童福祉・子育て支援の充実	77
(4) 生活困窮者等支援の充実	77

《基本目標4》 生活の質の向上を目指す地域をつくろう	
(1) 地域福祉活動の充実	78
(2) 権利擁護の充実	79
(3) 防犯・防災体制の充実	80
(4) 福祉のまちづくりの充実	81
4 社協の機能強化	83
第5章 計画の推進と評価	87
1 計画を着実に推進する体制の確立	87
2 協働による推進体制	88
3 計画の評価・点検	89
4 目標指標	90
資料編	93
1 策定経過	93
2 設置要綱と委員名簿	94

(目次裏)

第1章 計画の策定にあたって

(中とびら裏白)

1 計画の趣旨と背景

国は、平成27年9月に新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン、いわゆる「新福祉ビジョン」を発表しました。そこには、現在、日本社会が抱える課題として、「若者世代の子育てと雇用」、「要介護高齢者と障がい者の同居」、「生活困窮者の支援と雇用」、「児童虐待と生活困窮」といった多様な組み合わせで「課題が複合化」しており、従来の高齢者、障がい者、生活困窮者、児童福祉といった縦割りの支援だけでは課題解決が困難になっている状況が示されています。

また、平成28年に、国は『『我が事・丸ごと』地域共生実現本部』を設置し、「地域力強化検討会」において地域共生社会※の実現に向けた具体的な検討を開始し、平成29年9月にその「中間とりまとめ」が出されました。「中間とりまとめ」では、地域づくりの取り組みの方向性として「自分や家族が暮らしたい地域を考える」、「地域で困っている課題を解決したい」、「一人の課題から」が提起されています。このように、地域における福祉課題の「複合化や深刻化」とともに、近年の地域福祉をめぐる国の政策は大きく変化しており、市として的確な対応が求められています。

本市は、平成25年に初めて「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、小学校区を単位とした地域福祉活動の充実、ボランティア活動の強化や市と社会福祉協議会の連携強化などを進めてきました。しかし、本市の福祉課題が複合化していることに対して、市のみで対応するには困難な場合も多く、市民の理解や地域の協力が不可欠です。

地域共生社会の実現に向け、市が取り組むことはもちろんですが、一人ひとりの市民がこのような福祉の問題を「我が事」のこととして捉え、縦割りでない「丸ごと」の地域づくりを進めていく必要があります。そのため、市民をはじめ多くの機関や組織、団体等が課題を共有しながら、だれもが支え合う地域の構築に向けて、対策を講じていきます。

地域福祉の推進にあたっては、今後の地域福祉の重要性と地域福祉を推進する専門組織として社会福祉協議会を位置づけていることから、社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」を一体のものとして計画を策定し推進していきます。

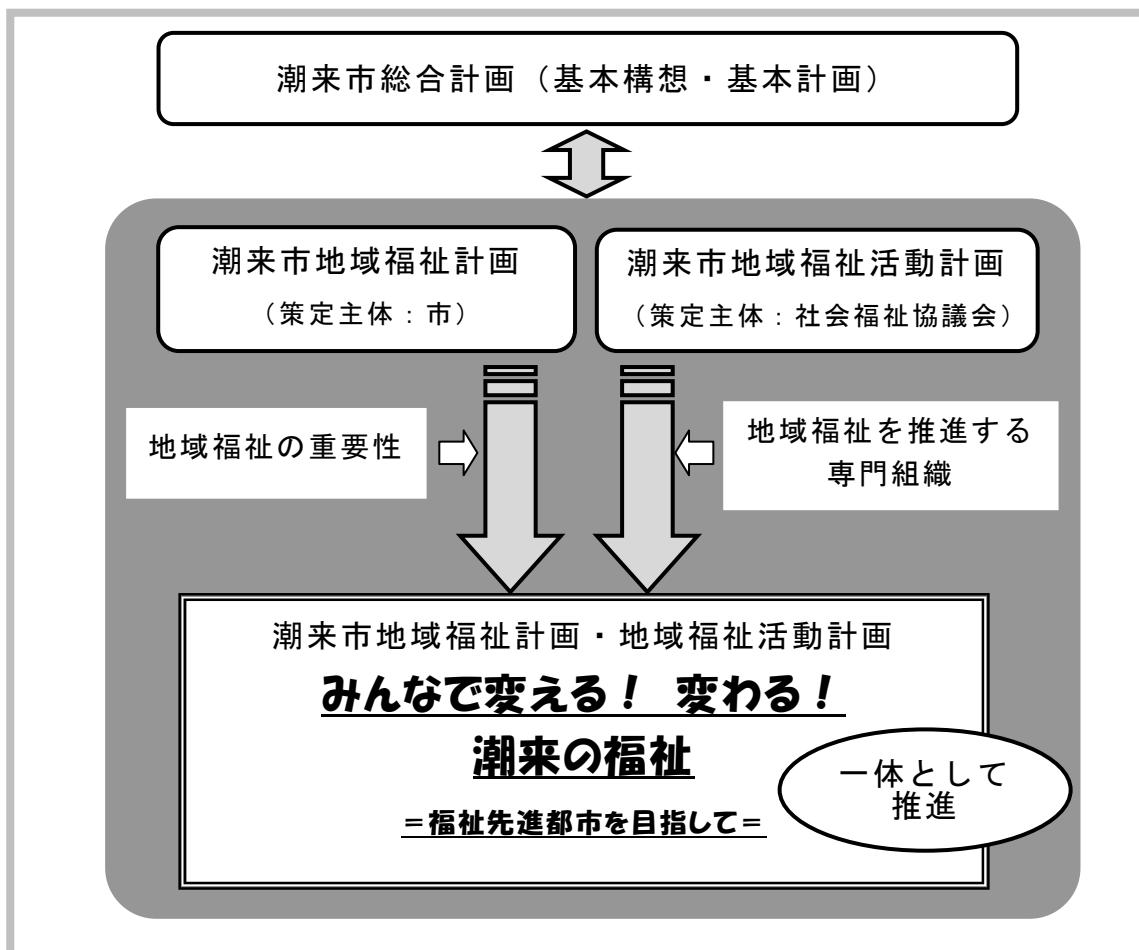
※地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、市民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会。

2 計画の性格と位置づけ

(1) 計画の性格

- 「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に定められる市町村地域福祉計画であり、本市では第2期計画となります。計画については、潮来市総合計画を上位計画として、関連する諸計画と整合を図り推進するものです。
- 「地域福祉活動計画」は、地域福祉推進の中核的組織と位置付けられる社会福祉協議会の役割として策定し、地域福祉活動を推進するものです。
- 「地域福祉計画（市）」と「地域福祉活動計画（社会福祉協議会）」は、共通の目標に向かって計画を一体的に策定し、相互に連携を図りながら地域福祉活動の推進に努めるものです。

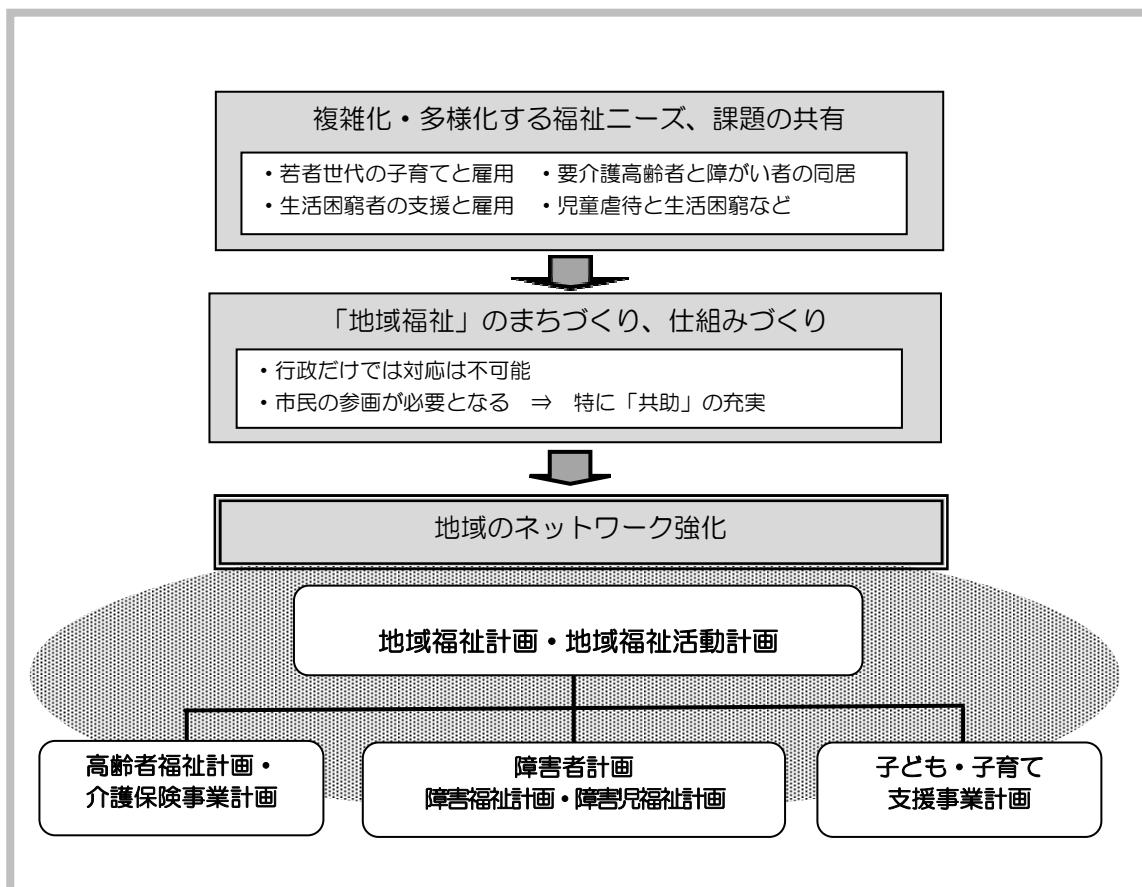
■計画の性格



(2) 計画の位置づけ

- 本市の福祉課題が複合化・多様化していることに対して、市のみで対応するには困難な場合も多く、市民の理解や地域の協力が不可欠となっています。
- 「地域福祉計画・地域福祉活動計画」は、関連する福祉の諸計画（高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画）と整合を図り、課題を共有しながら、取り組みを推進するものです。

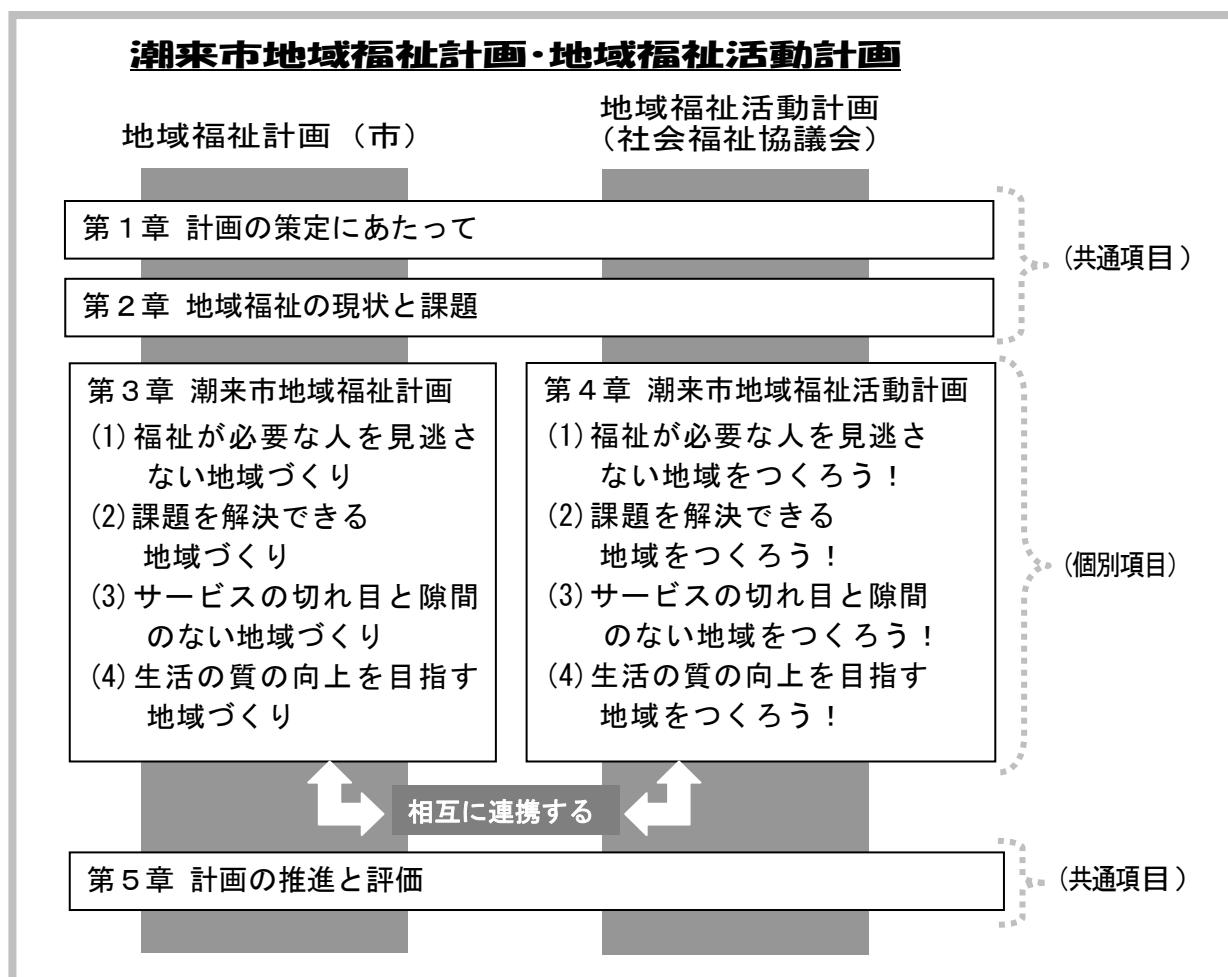
■計画の位置づけ



(3) 計画の構成

- 本市は、今後の地域福祉の重要性と地域福祉を推進する専門組織として社会福祉協議会を位置づけていることから、「地域福祉計画（市）」と「地域福祉活動計画（社会福祉協議会）」を一体のものとして策定しています。
- 本計画の第3章「潮来市地域福祉計画」と第4章「潮来市地域福祉活動計画」は、それぞれ個別項目になりますが、相互に連携を図りながら本市の地域福祉活動の推進に努めます。

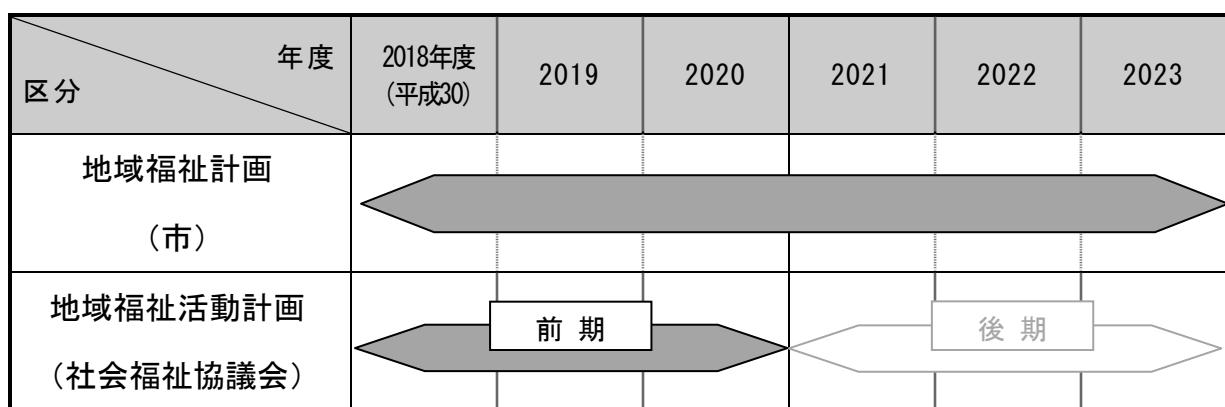
■計画書の構成イメージ



3 計画の期間及び見直しの時期

- 市が策定する「潮来市地域福祉計画」は、潮来市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画や、潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画と整合性を図り、2018（平成30）年度から2023年度までの6年間とします。
- ただし、国や県の動向を踏まえ、社会状況の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。
- 社会福祉協議会が策定する「潮来市地域福祉活動計画」は、2018（平成30）年度から2020年度までの3か年を前期とします。

■計画の期間



4 計画の策定体制

(1) 地域福祉計画策定に係るアンケート

地域のつながりやボランティア活動への参加意向、地域福祉活動に対する理解等を把握し、安心・安全に住み続けられる福祉のまちづくりを推進するため、次の5種類のアンケート調査を実施し、整理・分析を行いました。

■地域福祉アンケートの概要

種類	調査対象者	調査方法	有効回答数
① 一般市民アンケート	18歳以上の市民 2,000人を無作為抽出	郵送配布・回収	898人 (44.9%)
② 民生委員アンケート	民生委員児童委員 70人(調査時2名欠員)	郵送配布・回収	65人 (92.9%)
③ 区長アンケート	区長 66人	郵送配布・回収	59人 (89.4%)
④ ボランティア団体 アンケート	ボランティア協議会 32団体	郵送配布・回収	27団体 (84.4%)
⑤ 中学生・高校生 アンケート	市内中学2年生全員 潮来高校1~3年生 全員	各学校を通じて 配布・回収 各学校を通じて 配布・回収	226人 435人

(2) 関係各課等、障害福祉団体、サービス提供事業者へのヒアリング

「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」ならびに「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」の策定と併せて、庁内の関係各課等に取り組み状況や成果等を確認するヒアリング調査を実施しました。

また、障害福祉団体、サービス提供事業者に対してアンケート調査を行い、その後、ヒアリング調査を実施し、課題等の整理・分析を行いました。

(3) 地域懇談会の開催

地域活動に主体的に関わっていただいている区長ならびに民生委員児童委員、消防団など市民の皆さんに対して、市内6地区において地域福祉に関する懇談会を開催し、延べ162人の参加をいただきました。

(4) 会議等

◇地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

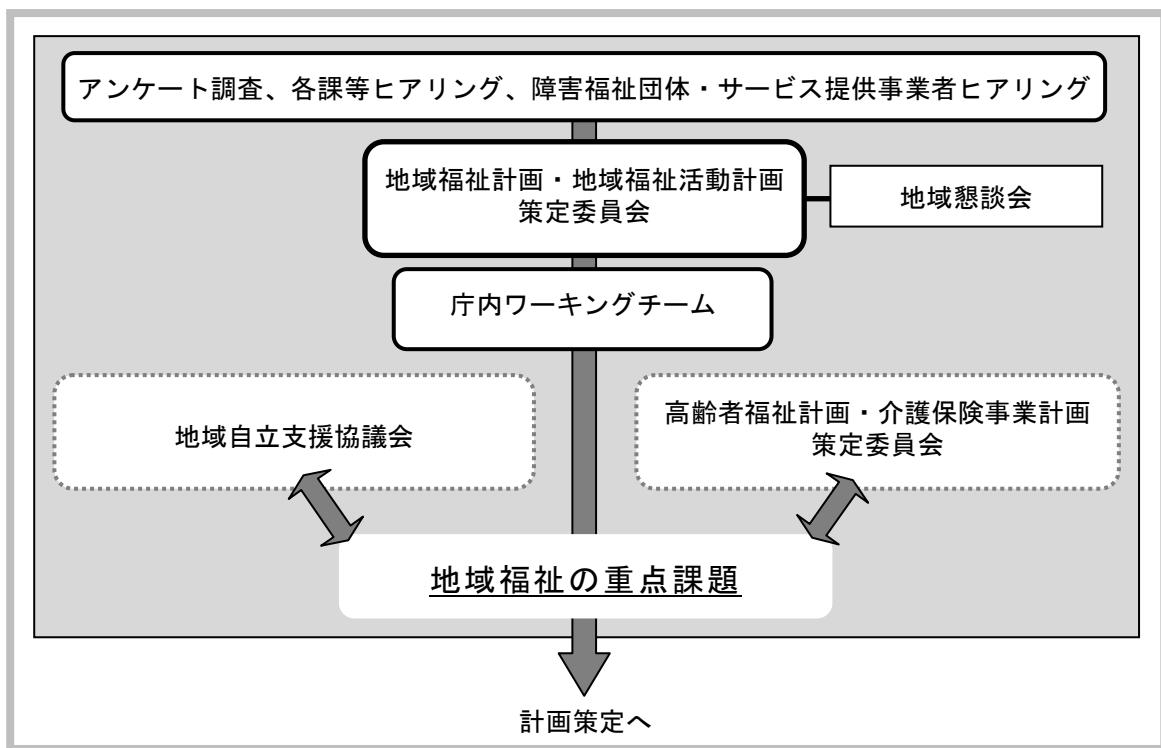
計画策定にあたって、市民代表や保健医療関係者、福祉関係事業者、社会福祉関係団体からなる「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を組織し、計画内容の審議を行いました。

また、障がい者福祉を推進する「地域自立支援協議会」や「高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会」とも地域福祉の重点課題を共有しながら計画策定を進めました。

◇府内ワーキングチーム

市関係所管課で構成する「府内ワーキングチーム」を設置し、各課等の取り組み状況の把握、地域福祉の社会づくりに向けた調整と検討を行いました。

■課題を共有する組織体制



※各計画の策定委員会は、議会、自治会、民生委員児童委員、当事者団体、サービス提供事業者、ボランティア団体、学識経験者など、幅広い人材で構成されています。

(5) パブリックコメント

潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画（素案）について、広く市民から意見を求めるため、パブリックコメント（意見聴取）を実施しました。

(裏白)

第2章 地域福祉の現状と課題

(中とびら裏白)

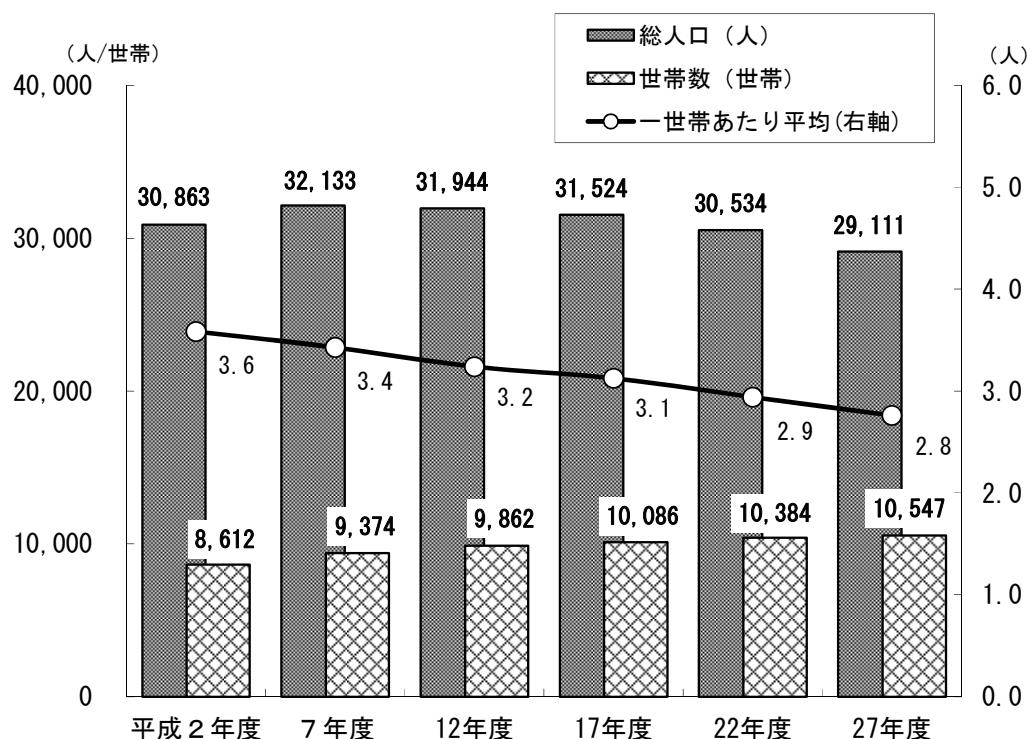
1 人口等の現状

(1) 総人口と世帯の推移

総人口は、平成7年度以降は減少に転じて、平成27年度は29,111人となっています。その一方で世帯数は増加し、一世帯あたり平均人数は平成27年度に2.8人となっています。

高齢者人口の構成比をみると、平成27年度は28.5%に上昇しています。

■人口の推移



■年齢別構成比の推移

<上段：人（人） 下段：割合>

	平成2年度	7年度	12年度	17年度	22年度	27年度
総人口	30,863	32,133	31,944	31,524	30,534	29,111
年少人口 (15歳未満)	6,149	5,823	5,195	4,496	3,873	3,341
生産年齢人口 (15~64歳)	20,759	21,731	21,232	20,594	19,419	17,331
高齢者人口 (65歳以上)	3,955	4,579	5,517	6,424	7,194	8,253
	19.9%	18.1%	16.3%	14.3%	12.7%	11.6%
	67.3%	67.6%	66.5%	65.3%	63.7%	59.9%
	12.8%	14.3%	17.3%	20.4%	23.6%	28.5%

資料：国勢調査（総人口は年齢不詳を含む）

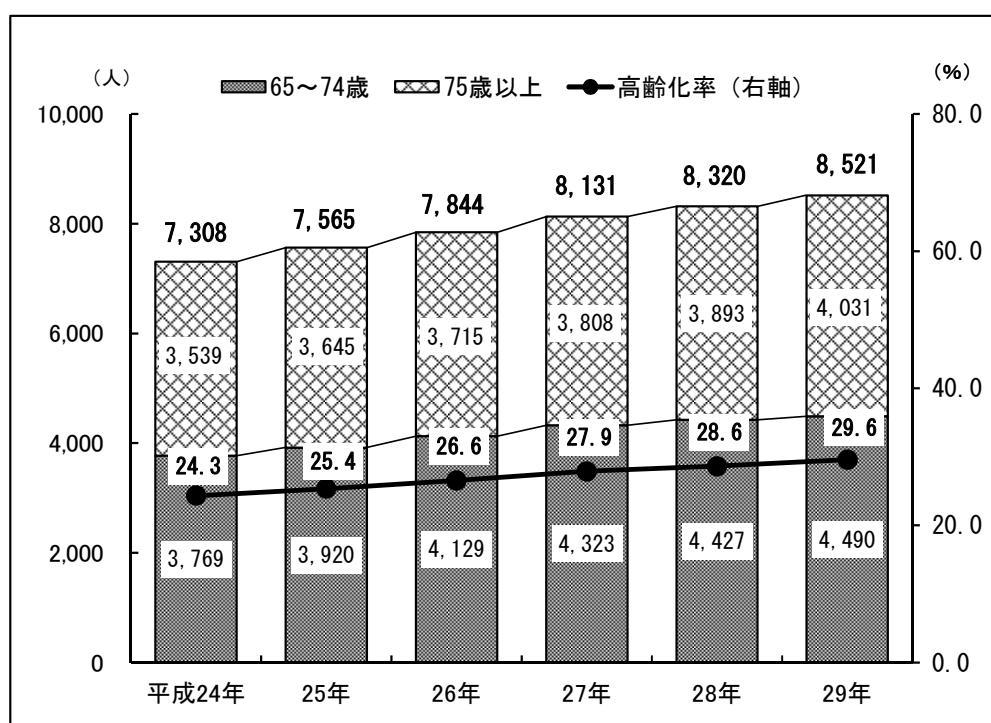
(2) 高齢者人口・高齢化の推移

高齢者数の推移をみると、平成24年は65歳以上が7,308人（高齢化率24.3%）でしたが、平成29年には8,521人（高齢化率29.6%）まで増加しています。

近年は、75歳以上の割合が高くなっています。また、高齢者のひとり暮らし世帯が増加しています。

注) 世界保健機構（WHO）や国連の定義では、高齢化率（総人口のうち、65歳以上の高齢者が占める割合）が14%を超えた社会は「高齢社会」、21%を超えた社会は「超高齢社会」とされています。

■高齢者数の推移



資料：常住人口（各年1月1日）

■人口・世帯の状況

（単位：人・世帯）

区分	平成7年度	12年度	17年度	22年度	27年度
総人口	32,133	31,944	31,524	30,534	29,111
老人人口（高齢者）	4,579	5,517	6,434	7,194	8,253
高齢化率	14.3%	17.3%	20.4%	23.6%	28.4%
一般世帯数（世帯）	9,374	9,862	10,086	10,384	10,547
高齢者のひとり暮らし世帯	296	423	583	759	1,046

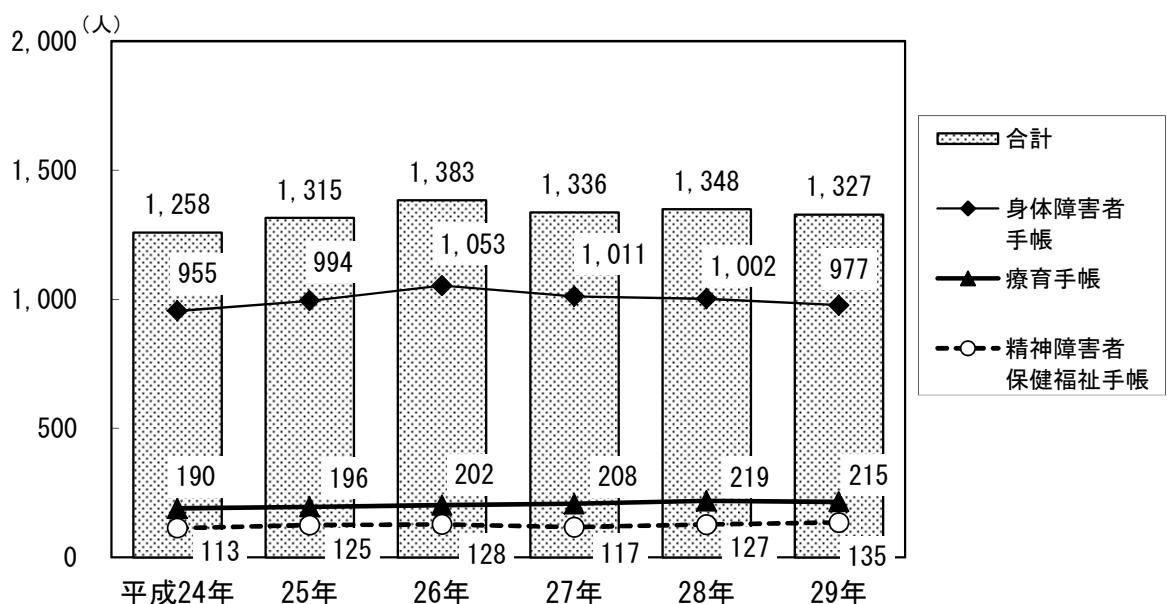
資料：国勢調査

(3) 障害者手帳所持者の推移

本市の障害者手帳所持者の推移をみると、平成29年現在1,327人で、総人口に占める障害者手帳所持者の割合は4.6%となっています。

また、身体障害者手帳所持者が平成29年は977人で、障害者手帳所持者の73.6%を占めています。

■障害者手帳所持者の推移



資料：社会福祉課（各年4月1日現在）

注) 障害者手帳：身体障がいのある人は「身体障害者手帳」、知的障がいのある人は「療育手帳」、精神障がいのある人は「精神障害者保健福祉手帳」がそれぞれ申請・認定等のうえ交付されます。

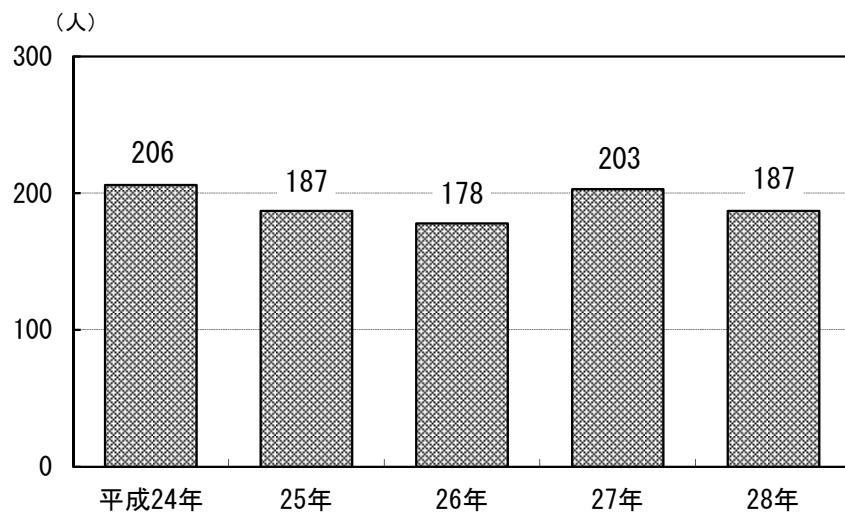
■総人口に占める障害者手帳所持者の割合

	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
総人口に対する割合	4.2%	4.4%	4.7%	4.6%	4.6%	4.6%

(4) 出生児数の推移

本市の出生児数は、平成28年現在187人で、毎年200人程度で推移しています。

■出生児数の推移



資料：人口動態統計

(5) 教育・保育の状況

本市は、公立幼稚園が2園と公立保育所が1園あります。また、すべての私立幼稚園・保育園が就学前の子どもの教育・保育を一体的に提供する「認定こども園」になっており、8園あります。

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を対象とした「放課後学童クラブ」は、公立5か所のほか、私立4か所で開設しています。

その他、本市では、すべての小学生を対象とした「放課後子ども教室」の実施や、子育て支援に関するサービスとして、「ファミリー・サポート・センター」や「子育て広場（つどいの広場）」の開設、言葉の遅れなど発達・発育面で経過観察が必要な子とその保護者に対して、「幼児教室」を実施しています。

2 市民の福祉意識

(1) 地域とのつながりについて

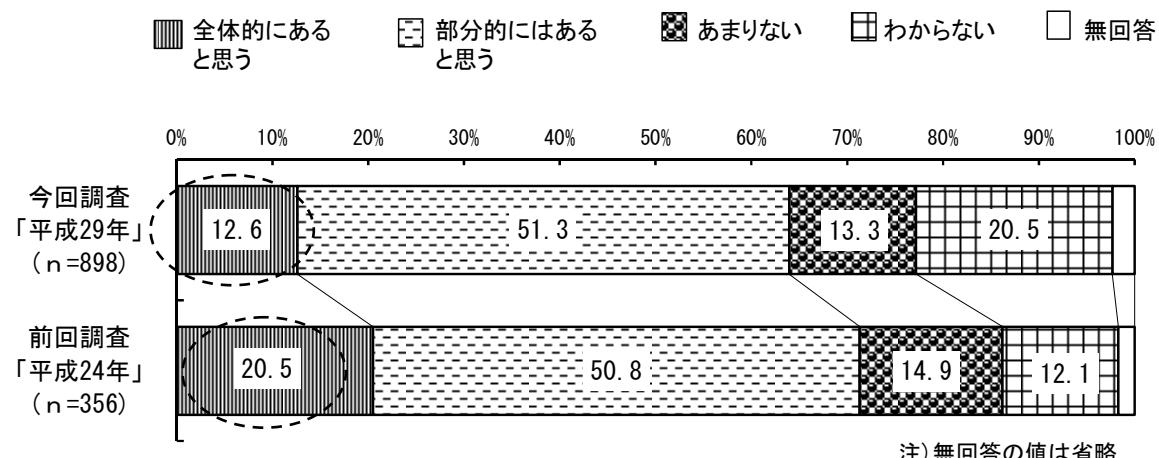
地域の助け合う気風は、「部分的にはあると思う」との回答が約5割で前回調査と同様に高い割合です。しかし、「全体的にあると思う」との回答が今回（平成29年）は12.6%で前回調査よりも7.9ポイント減少しました。

また、地域の気になる課題として、「住民同士のつながりが減少」や「地域の役員のなり手不足」が多くあげられていました。

その一方で、ご近所による支え合いは、ある程度必要と考えている人が約9割で多くいました。

■地域の助け合う気風（一般市民）

質問：お住まいの地域では、困っている場合に助け合う気風がありますか。（1つに○）



資料：潮来市地域福祉に関するアンケートより

- ◆アンケート結果における、地域の自治会（区）の加入状況は“日の出中学校区”が約5割で、それ以外の地区は約8割でした。
- ◆加入していない方の理由として、「役員の業務が負担」と「必要性を感じない」が高くあげられています。
- ◆自治会（区）の加入率が減少する中で、加入している方は、「課題であり対策を強化すべき」が高くあげられています。

(2) 地域活動やボランティア活動について

これまでに地域活動やボランティア活動に「参加したことがない」人が4割で高い割合です。しかし、前回調査（平成24年）と比べるとその割合は減少し、「現在、活動している」や「以前、活動していたことがある」という人が高くなっています。

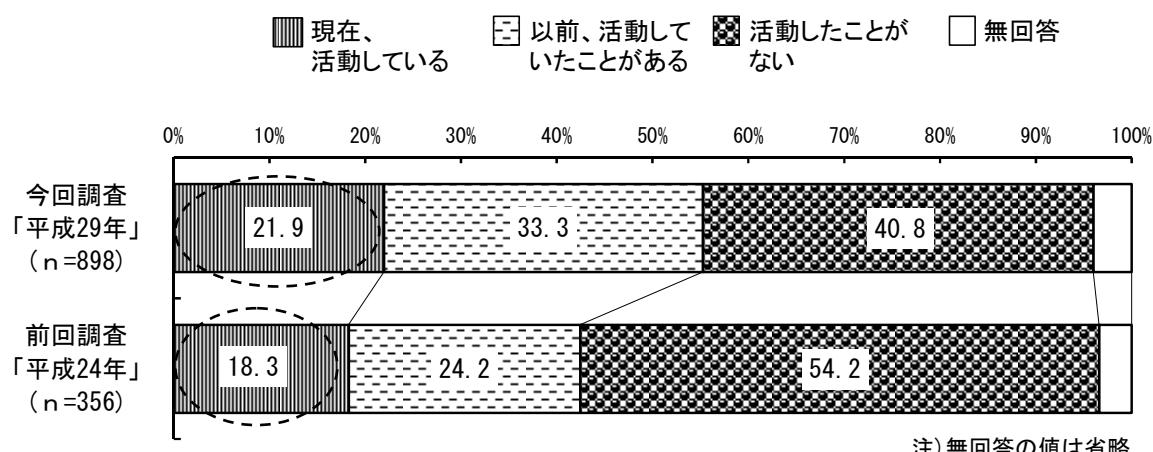
活動に参加している内容は、「環境整備（清掃・美化活動）」や「地域（自治会・子供会）の活動」が高い割合でした。また、活動のきっかけは、「持ち回りの当番」が最も高い割合ですが、次に「地域を住みやすいものにしたい」との回答が続いています。

さらに、「安否確認の声かけ」や「話し相手」、「ごみ出しの手伝い」といったちょっととした手助けならば可能との回答が続けていました。

■地域活動やボランティア活動の参加（一般市民）

質問：あなたは、これまでに地域活動やボランティア活動をしたことがありますか。

（1つに○）



資料：潮来市地域福祉に関するアンケートより

- ◆年齢別にみると、“30歳代”は「活動したことがない」との回答が特に高い割合でした。
- ◆活動が難しい方の理由は、「仕事や家事で忙しい」が高くあげられています。
- ◆地域活動やボランティア活動の参加条件として「自分にあった時間や活動内容であること」が最も多くあげられています。

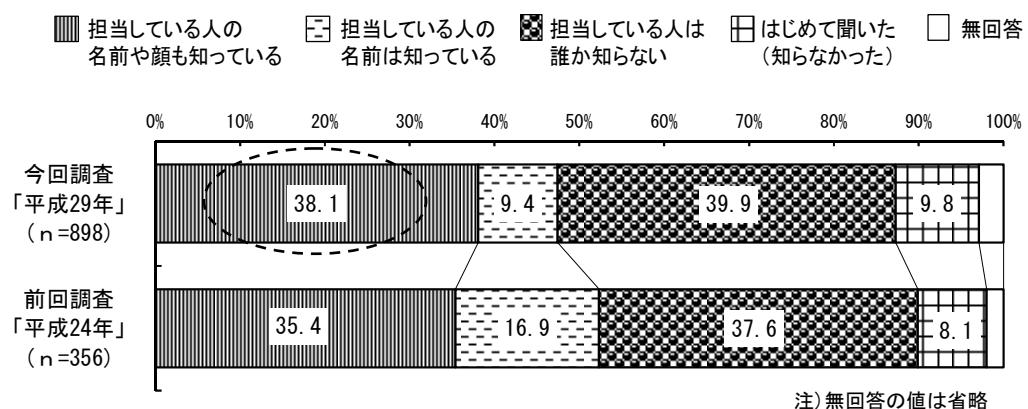
(3) 地域福祉活動の推進について

担当地区の『民生委員児童委員』の認知度は、「担当している人の名前や顔も知っている」が約4割で、年齢が上がるにつれて認知度は高くなります。

『社会福祉協議会』の認知度は26.7%で若干増加していますが、「聞いたことがあるが活動は良く知らない」との回答が5割以上で高い割合です。今後の社会福祉協議会への期待として、「介護保険や障害福祉サービスの公的サービス」や「身近な生活支援サービスの充実」があげられています。

■ 『民生委員児童委員』の認知度（一般市民）

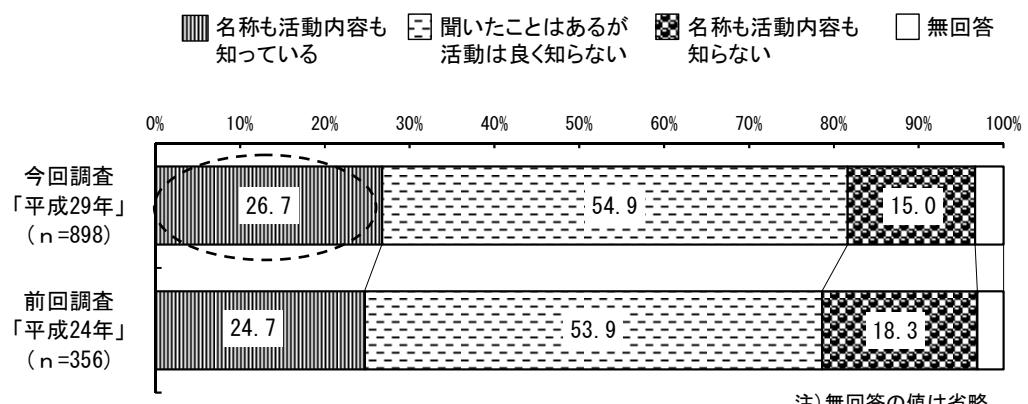
質問：あなたは、担当地区の「民生委員児童委員」をご存じですか。（1つに○）



資料：潮来市地域福祉に関するアンケートより

■ 『社会福祉協議会』の認知度（一般市民）

質問：あなたは「潮来市社会福祉協議会」をご存じですか。（1つに○）



資料：潮来市地域福祉に関するアンケートより

(4) 安心して暮らせる福祉のまちづくりについて

ボランティアなどの支え合い、助け合い活動を活発にしていくために大切なことは、「参加しやすいきっかけづくりを行う」が52.2%で最も高く、次に「活動の大切さを学校で子どもに教える」が続いています。

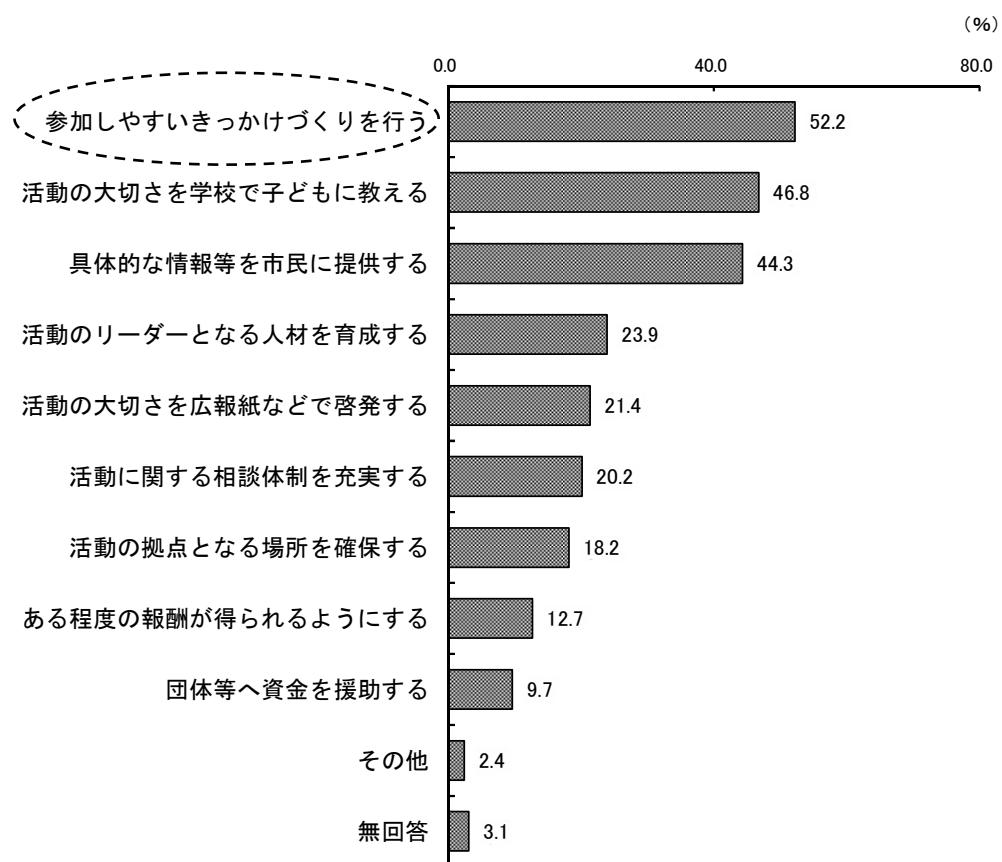
潮来市における地域福祉の重点施策としては、「保健や福祉の情報提供」や「身近な場所で相談できる窓口を増やす」が高い割合でした。

また、『福祉』の考え方は、「行政と市民が協力し地域で支え合う」が7割で最も高くあげられていました。

■助け合い活動を活発にするための取り組み【複数回答】(一般市民)

質問：少子高齢化が進む中、地域の助け合いを活発にするためどのようなことが重要だと思いますか。(3つまで○)

回答者総数：898人



資料：潮来市地域福祉に関するアンケートより

(5) 中学生・高校生の福祉意識について

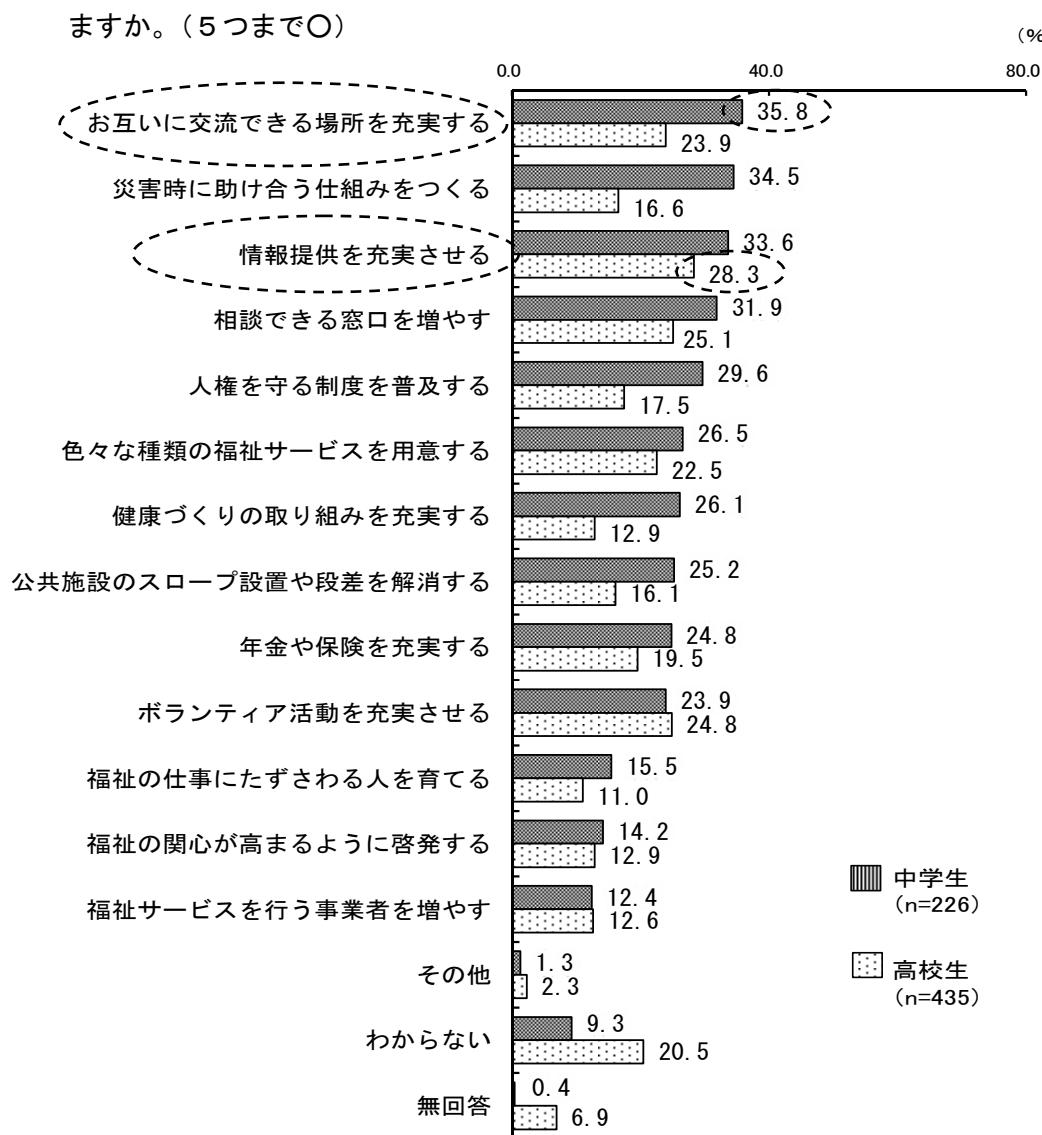
福祉のまちづくりを行っていくために重要なことは、中学生は「お互いに交流できる場所を充実する」が35.8%で最も高く、次に「災害時に助け合う仕組みをつくる」が続いています。

高校生は「情報提供を充実させる」が28.3%で最も高く、次に「相談できる窓口を増やす」が続いています。

また、高校生に「福祉」への関心についてたずねたところ、“関心がある”生徒が41.3%でした。

■福祉のまちづくりの重点施策（中学生・高校生）

質問：今後、潮来市で福祉のまちづくりを行っていくために、重要なことは何だと思いますか。（5つまで○）



資料：潮来市地域福祉に関するアンケートより

3 地域活動の概要

(1) 民生委員児童委員の活動

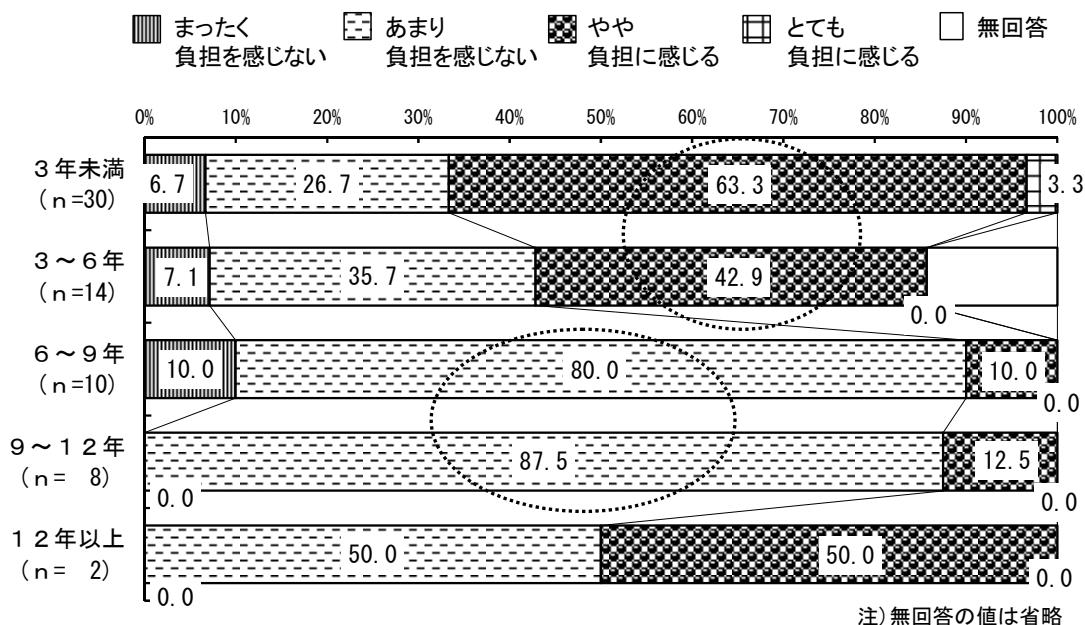
民生委員児童委員は、地域住民の福祉向上のために活動する非常勤の地方公務員です。地域に住んでいる皆さん的生活状況を把握し、要援護者への相談や支援、福祉サービスの情報提供、社会福祉事業者等との連携、関係行政機関の業務協力などの役割を担っています。また、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う児童委員も兼ねています。

本市では、平成29年度現在72名の民生委員児童委員が活動しています。

アンケートでは、民生委員活動をやや負担と感じている方が半数近くおり、特に、経験年数が短い人ほど負担を感じている割合が高い傾向でした。

■民生委員活動の負担感（民生委員）

質問：民生委員活動に負担を感じていますか。（1つに○）



資料：潮来市地域福祉に関するアンケートより

(2) 自治会（区）の活動

自治会（区）は、地域住民が住みよい豊かなまちづくりを目指して、地域における様々な問題解決に取り組むとともに、住民の連帯意識の向上に努めている自主的な団体です。

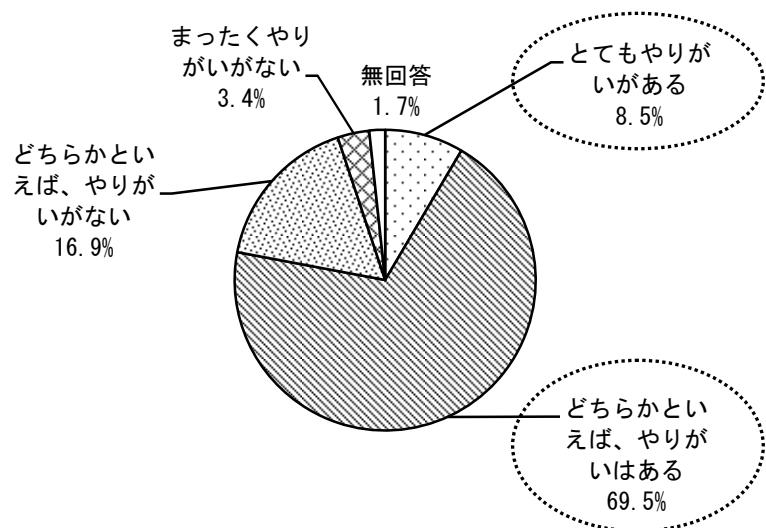
平成29年度現在、市内7地区(66区)により組織され、その代表者(区長)により会の運営方針の決定、市との連絡調整が行われています。

アンケートでは、自治会（区長）活動について、「とてもやりがいがある」と「どちらかといえば、やりがいはある」を合わせると“やりがいがある”との回答が78.0%を占めています。

■自治会活動のやりがい（区長）

質問：自治会（区長）活動にやりがいを感じますか。（1つに○）

回答者総数：59人



資料：潮来市地域福祉に関するアンケートより

■自治会（区）一覧

地区	区名
潮来	西丁、大塚野、浜丁、上丁、下丁、あやめ2丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、八丁目、七軒丁、十番、十四番
日の出	日の出1丁目、日の出2丁目、日の出3丁目、日の出4丁目 日の出5丁目、日の出6丁目、日の出7丁目、日の出8丁目、大洲
津知	新町、後明、将監、江寺、貝塚、築地、川尾
延方	須賀、曲松、古高、小泉、新宮、大山、下田、洲崎、東、西、徳島、福島、米島、前川
大生原	水原1、水原2、水原3、釜谷、大生、大賀
香澄	牛堀第一、牛堀第二、永山東、永山西、堀之内、茂木、清水
八代	芝宿、横須賀西、横須賀東、台上戸、宿、古宿、赤須

(3) ボランティア団体・NPOの活動

潮来市では、下欄のような様々な活動を行っているボランティア団体があります。また、「潮来市ボランティアセンター」では、ボランティア活動を行いたい人と、ボランティアの手助けがほしい人との調整役を行っています。

さらに、現在、福祉関係の4つのNPO法人（特定非営利活動法人）が市内を主な拠点として活動しています。

■潮来市ボランティア協議会加入団体一覧（平成29年度現在）

団体名	主な活動内容	団体名	主な活動内容
ろづなの会	一人暮らし高齢者の安否確認	クラブ・マーク ・マーク	水泳指導
和楽寿会	障害者支援（手話・点字）	更生保護女性会 潮来支部	子育て支援
いちえ会	施設での介助サービス	更生保護女性会 牛堀支部	
潮来おはなしの会	絵本の読み聞かせ	しゃぼん玉	音訳（市報・社会福祉協議会き ずな）
華の会	福祉活動、学校支援	萌の会	傾聴ボランティア、福祉活動
D-51	学校福祉、美化活動	ボタンの会	介護用品制作、高齢者施設支援
絵手紙会	高齢者への絵手紙	きくの会	傾聴ボランティア
ステップ	手品の披露	潮来フラ・ハイ ビスカス	フラダンス披露
きぼう	ガイドヘルパー（視覚重度）	延方生活学校	三世代交流、元気っ子体験活動
大生原地域ふれあい 給食サービス	一人暮らし高齢者への お弁当作り	シルバーリハビ リ体操指導士会	シルバーリハビリ体操指導
津知地域ふれあい 給食サービス		虹の会	マリッジサポート
日の出地域ふれあい 給食サービス		ITAKO クオリティ ウイメンズネット	福祉活動、潮来の踊りの披露
潮来地域ふれあい 給食サービス		藤究会	日本舞踊の披露
延方地域ふれあい 給食サービス		ふとんかわかし 隊	布団乾燥機による布団乾燥
牛堀地域ふれあい 給食サービス		スマイル会	介護相談、創作踊り
八代地域ふれあい 給食サービス		潮来市民謡保存 会	踊り、民謡披露

■市内のNPO法人（特定非営利活動法人）一覧（平成29年度現在）

名称	主な活動内容	名称	主な活動内容
ピコット	知的あるいは身体に障がいのある人々の社会参加支援	れいめい	知的、身体及び精神障がい者と その家族に対する活動支援
ふれあい潮来	障がい者（児）及び高齢者に対する福祉サービスの提供	わくわくネット 65（ワクワクネット ロッコウ）	子どもの諸活動に関する事業の 企画・運営及び子育て支援

(4) 社会福祉協議会の活動

社会福祉協議会は、住民相互の助け合いを基調とし、地域福祉の推進を目的として多様な活動を展開しています。

■主な活動内容（平成29年度現在）

実施事業	主な内容（概要）
I 法人運営事業	<ul style="list-style-type: none"> 1. 経営組織 <ul style="list-style-type: none"> (1)理事会の開催 (2)評議員会の開催 2. 理事・監事・評議員の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> (1)役職員研修会の実施 (2)情報提供の充実 3. 委員会活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> (1)委員会活動の充実（総合企画委員会・広報委員会・調査委員会） (2)地域福祉活動計画策定委員会（仮称）の開催 4. 会員促進加入（一般会員、賛助会員、特別会員） 5. 自主財源の確保 <ul style="list-style-type: none"> (1)チャリティーゴルフの開催 (2)福祉バザーの実施 (3)ホームページ広告料収入の獲得 (4)事業収入財源の確保 6. 善意銀行（寄付）事業の運営 <ul style="list-style-type: none"> (1)善意銀行委員会の開催 (2)善意銀行金品の受託及び配分 (3)善意銀行募金箱の設置拡充 (4)善意銀行募金箱の設置協力店の紹介
II 地域福祉事業	<ul style="list-style-type: none"> 1. 地域福祉活動計画の策定 2. ふれあい・いきいきサロンの推進 3. 高齢者福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> (1)ひとり暮らし高齢者のふれあい給食サービス事業（安否確認） (2)ひとり暮らし高齢者のふれあい日帰り遠足事業 (3)寝たきり高齢者のシルバービュータイーサービス事業 4. 障がい者（児）福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> (1)障がい者施設展示即売会の実施 (2)視覚障がい者用録音物配布事業 5. 母子福祉事業 <ul style="list-style-type: none"> (1)母子家庭新入学児童祝金の支給 6. ボランティア活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1)ボランティアセンターの運営強化 (2)ボランティア協議会の体制強化 (3)ボランティア講座の実施 (4)ボランティアグループの育成・支援 (5)福祉教育の推進（ボランティア福祉体験授業、夏休みボランティア体験事業の実施） (6)災害ボランティアセンターの体制整備（設置運営マニュアルの策定） 7. 共同募金及び歳末たすけあい運動の実施 <ul style="list-style-type: none"> (1)募金運動・活動の周知 (2)街頭募金の実施 (3)職域募金の実施

(続き)

実施事業	主な内容（概要）
III 相談支援事業	1. 心配ごと相談事業 2. 法律相談事業 3. 日常生活自立支援事業（受託事業） (1)福祉サービスの利用援助 (2)日常的金銭管理サービス (3)書類等の預かりサービス (4)生活支援員の確保
IV 在宅生活支援事業	1. 特殊寝台及び車椅子貸出 2. 地域ケアシステム推進事業（受託事業） 3. 在宅寝たきり高齢者等家族介護用品支給事業（受託事業） 4. 軽度生活援助事業（受託事業） 5. 介護予防（安否確認）事業（受託事業） 6. 外出支援サービス事業（受託事業）
V 広報、啓発活動	1. 広報誌の発行・充実 2. ホームページによる情報の提供 3. 社会福祉大会の開催 4. 各種イベントへの参加
VI 介護保険事業	1. 居宅介護支援事業 2. 訪問介護事業 3. 介護予防訪問介護事業 4. 要介護認定調査事業（受託事業）
VII 障がい福祉サービス	1. 居宅介護（ホームヘルプ）
VIII 相談支援事業	1. 特定相談支援事業 2. 障がい児相談支援事業
IX 地域包括支援センター事業（受託事業）	1. 総合事業 (1)介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業) 2. 包括的支援事業 (1)総合相談支援業務 (2)権利擁護業務 (3)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 (4)在宅医療・介護連携推進事業 (5)生活支援体制整備事業 (6)認知症総合支援事業 (7)地域ケア会議推進事業 3. 指定介護予防支援業務 (1)予防給付に関するケアマネジメント業務 4. 介護予防ケアマネジメント業務 5. 任意事業 (1)家族介護支援事業 (2)介護用品リサイクル事業
X その他社会福祉関連事業	1. 心身障害者福祉センター施設の管理（市より指定管理者として受託、管理運営） 2. 定額診療制度の利用支援 3. 日常生活援助事業 4. ひとり暮らし高齢者への歳末慰問金の支給 5. クリスマス慰問（あやめ荘、福楽園、鹿行潮来荘、いたこの郷、あおぞら） 6. 行旅人の援護 7. 災害援護
XI 受託事業	1. 地域ケアシステム推進事業 2. 在宅寝たきり高齢者等家族介護用品支給事業 3. 軽度生活援助事業 4. 介護予防事業（安否確認事業） 5. 外出支援サービス事業 6. 地域包括支援センター事業 7. 脳の健康教室事業 8. 介護予防ケアマネジメント事業 9. 生活福祉資金貸付事業 10. 日常生活自立支援事業（基幹型）
XII 当事者団体支援事業	1. ボランティア協議会の活動助成及び運営育成 2. 身体障害者福祉協議会の活動助成及び運営育成 3. 遺族会の活動助成及び運営育成

4 これまでの主な取り組みと評価

本市は、平成25年3月に第1期計画となる「地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、重点の取り組みとして、小学校区を基礎としたコミュニティの推進、ボランティア活動の強化、市と社会福祉協議会の連携強化などを進めてきました。

(1) これまでの主な取り組み

① 福祉意識の醸成

- 市の広報紙（コンビニでの配布等）や各種チラシ、ホームページの活用
- ボランティア協議会の協力で「声の広報」の作成、FMラジオ番組の活用
- 市民生委員児童委員協議会と区長及び小中学校との懇談会
- 小中学校において、高齢者福祉疑似体験、手話講座、認知症サポーター養成講座を開催
- 市民をはじめ学校教諭、市職員を対象に人権講演会の開催等
- 市民や市職員に対する、障害者差別解消法の周知や研修
- 市民や市職員を対象にした認知症サポーター養成講座の開催等

② ボランティア、生きがい

- 社会福祉協議会と連携してボランティア団体の活動継続への支援
- ボランティア協議会等を通じた活動の支援
- 高齢者クラブ連合会の活動・取り組みの支援
- 高齢者の積極的な社会参加・仲間づくりに寄与する「悠々塾」の開催
- 高齢者の介護予防教室や水中運動教室等の開催
- 放課後子ども教室を各公民館において毎月開催
- 「ふれあい・いきいきサロン」を通じた居場所づくり
- シルバー人材センターと連携し多様な就労機会を確保
- シルバー人材センターで、ワンコイン（500円）での日常生活の支援等

③ 交流・相談の場

- 「子育て広場」を中央公民館（火・水・金）や図書館（木）で開催
- 社会福祉協議会で、社会福祉大会や講演会を開催
- 地域公共交通網形成計画に基づき、広域幹線路線バスの整備・拡充
- 重度障害者タクシー利用券の交付など
- 市窓口に外国語版や点字版の案内の設置、杖置きを設置
- 障害者虐待防止センター相談窓口ならびに障害者差別相談窓口を社会福祉課に設置

- 社会福祉協議会による心配ごと相談、法律相談など各種相談活動
- 地域包括支援センター（社会福祉協議会）及び高齢者総合相談センター（あやめ、福楽園）で高齢者や介護保険の専門的な相談対応
- 潮来保健センター内で幼児教室を開催
- 巡回支援専門員整備事業を活用し、専門職による相談事業を実施
- 平成29年4月より就学支援相談員を学校教育課に配置
- 相談支援員兼就労支援員を配置し、生活困窮者の就労定着への支援
- 一般就労が困難な障がいのある人等の福祉的就労の支援
- 児童、高齢者、障がい者への虐待などの相談対応、相談機関との連携
- 家庭児童相談室、要保護児童対策地域協議会との連携
- 母子・父子自立支援員を配置し、母子・父子の自立支援に向けた相談対応等
- 市職員の専門職（社会福祉士、精神保健福祉士）の確保・配置

④ 情報提供

- 広報紙やホームページなどの積極的活用
- 市内外の福祉サービス提供事業者の活動等の情報収集及び提供
- 県や鹿行地域の福祉情報の提供や情報交換
- ひとり親家庭への福祉制度の案内、母子寡婦福祉会への支援等

⑤ 防犯・防災

- 地域見守り隊と連携した防犯パトロール
- 「子どもを守る110番の家」の登録
- 振り込め詐欺などの犯罪による被害防止
- 道路改良工事、通学路の安全確保
- 子どもたちの登下校時の見守り活動やパトロールの実施
- 交通安全教室の開催及び交通安全ポスターによる啓発
- 自主防災組織と連携し、地域ぐるみで自主防災活動を推進
- 自主防災組織・民生委員児童委員・消防団と連携した防災訓練の実施
- 避難行動要支援者名簿の登録・作成と関係者への配布
- 福祉施設等と災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定の締結
- 郵便局との地域安全に関する協定の締結

⑥ 地域の見守り、ネットワーク

- 支援を必要とする世帯の把握、見守りが必要な方の情報の整理
- 緊急通報システムの活用や救急医療シートの配布
- 地域包括支援センターを中心とした「地域ケア会議」の開催
- 地域包括支援センターが、事業者間の情報交換や研修会等を毎月開催

- 法人等との地域見守り活動への協力に関する協定の締結等
- 地域自立支援協議会において専門部会を設置し、勉強会や情報交換の実施
- 地域自立支援協議会を中心に、障がいのある方の地域の支援体制の充実
- 社会福祉協議会の専門職の確保等
- 社会福祉協議会と各種事業の推進において連携・協力

⑦ 重点施策の実施状況

- 第1期計画の重点とした主な取り組み状況は以下のとおりとなっています。

項目	主な取り組みについて
小学校区コミュニティの推進	<ul style="list-style-type: none"> ○潮来市防災訓練において避難行動要支援者名簿への登録と名簿を活用した安否確認訓練と避難訓練を、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団と実践しました。 ○社会福祉協議会とともに「ふれあい・いきいきサロン」に取り組みましたが、活動をさらに広めていくため模索しています。 ○地域コミュニティが希薄になっており、自治会加入率の向上に向けた、モデル事業を実施しました。
ボランティア活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティア団体の高齢化が進んでおり、新たな団体も増えていません。 ○ボランティア協議会に属していないボランティア活動の把握が進んでいません。 ○ボランティアセンター機能の充実が求められています。 ○民生委員児童委員等の活動の充実が図れるように、活動をバックアップする支援体制が求められています。
市と社会福祉協議会の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉協議会の体制強化を図るため、専門職等の確保に努めました。 ○市と社会福祉協議会との情報交換の機会を設けましたが継続せず、関係者や関係機関との「福祉を考える交流会」までは発展していません。 ○「地域ケアシステム」の対象者はほとんどが高齢者であり、地域包括支援センターを中心とした「地域ケア会議」で対応してきました。

(2) 第1期計画の評価

- 潮来市地域福祉計画は、小学校区を単位とした市民参画による地域福祉の推進、ボランティアの強化、市と社会福祉協議会の連携強化を重点として取り組みを推進してきました。
- 地域福祉計画の重点施策を中心として、第1期計画全体の評価を行います。

① 地域福祉のビジョンが明らかになりつつあります

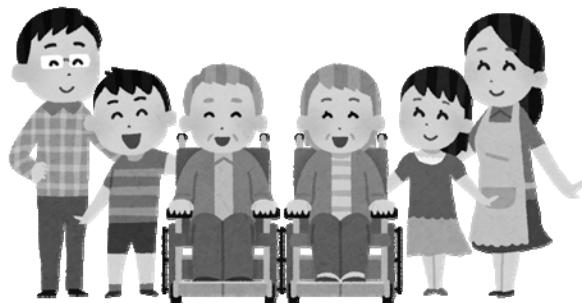
- 小学校区を単位とした取り組みは、福祉の視点からは目立った取り組みは展開されなかったものの、市民や行政の中では、自治会（区）や民生委員児童委員を中心とした地域福祉の重要性が認識されるようになりました。
- 自治会（区）や民生委員児童委員を中心としながら、小学校区を基礎とした新たな地域福祉推進組織の必要性を検討すべき段階になっており、第1期計画を通じて潮来市の地域福祉のビジョンが確立されつつあると評価できます。

② 市民活動の重要性が再認識されつつあります

- ボランティア活動については、既存組織の高齢化が進む中、新たな福祉ボランティアがなかなか増えない現状です。
- その要因としては、介護保険サービスや障害福祉サービスの提供体制が整いつつあるなど、地域の中でボランティアの活躍の場が限定されてきたことが考えられます。
- 高齢者等実態調査によるケアマネジャーの調査からはボランティア団体への期待は大きいものがあり、基幹的なサービスの隙間を埋めるサービスとして重要なものと考えられます。
- 「見守り」や「話し相手」は市民からも「できる」という意見も多いことから、市民が肩ひじ張らず、当たり前のこととして地域福祉に貢献していくことを再評価していくことが重要であることがわかりました。
- 第1期計画を通じて、市民の力＝「地域の力」の重要性が再認識されたものと評価できます。

③ 社会福祉協議会の自立と機能強化が重要となっています

- 近年、潮来市においても地域福祉の重要性が再確認され、複合的課題に対して、積極的に対応すべき社会となり、社会福祉協議会の重要性は増しています。
- この間、社会福祉協議会は専門職を積極的に採用し、市と緊密な連携を図りながら今後のあり方を検討してきました。
- 地域に根差し、地域とともに地域の福祉課題を解決する「主体」として、社会福祉協議会が自立・発展していくスタートラインに立っており、重要性が再認識されています。

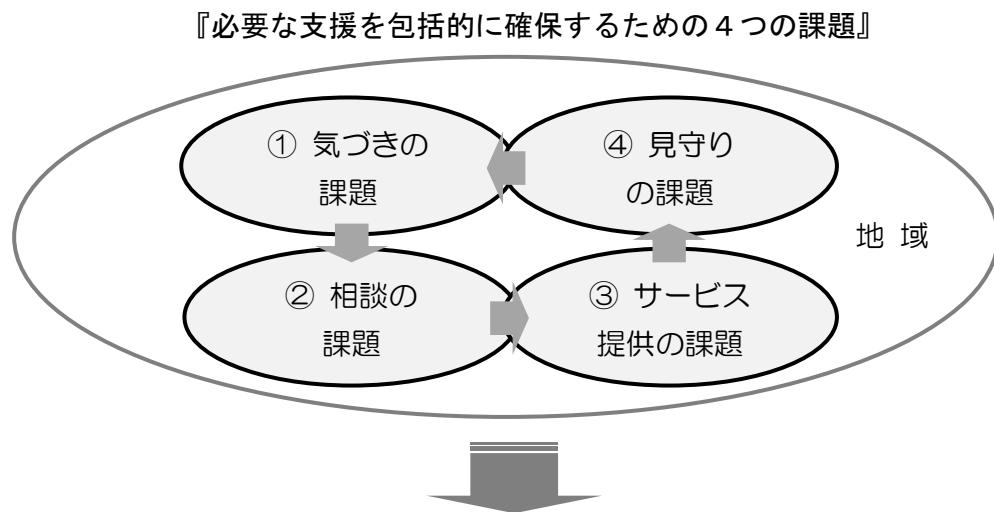


5 地域福祉の重点課題

- 少子高齢化、核家族化、価値観の多様化が進む中で、現在の制度や分野ごとの「縦割り」では解決できない様々な課題が複合化してきています。
- そのため、地域福祉の重点課題を共通の課題として捉えながら、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築が課題となります。

■ 地域福祉の重点課題

- ① 支援の手が行き届かず困っている人を見つけ、見逃さない（気づきの課題）
- ② 話をよく聴き、ニーズに応じた相談対応体制を確保する（相談の課題）
- ③ サービス提供基盤の確保とサービス利用につなげる（サービス提供の課題）
- ④ 生活の改善に向けて、温かく寄りそった支援を継続する（見守りの課題）



- * 福祉が必要な人を見逃さないよう、福祉感度の良い、信頼のおける人材をたくさん増やして、いち早く問題の発見につなげ、ニーズを顕在化させる。
- * 困りごとは決して断らず解決できるよう、多職種との連携を強化した相談対応体制づくり。
- * 地域のサービス基盤の充実とともに様々な資源を組み合わせながら、隙間のない福祉の輪を構築する。
- * 一人ひとりの課題にきちんと寄りそいながら、地域全体で温かく継続して見守っていける体制づくり。

(1) 支援の手が行き届かず困っている人を見つけ、見逃さない（気づきの課題）

- *近年、自治会（区）の加入率が減少し、そのつながりは希薄化している。
- *支援が必要な状況であっても近所に知られたくない、隠したい人もいる。
- *支援を必要としていても一人では声をあげにくい、公的な支援につながっていない人がいる。
- *地域の中には支援の手が行き届かず何年も問題が放置され、明るみになつた時には深刻になっているケースがある。
- *そもそも、支援を必要とする人が、地域にどのくらい埋もれてしまっているのか、はつきりとわからない。
- *アンケートでは、自治会（区）の役員のなり手不足など対策を強化すべきとの意見がある一方で、時代の流れで仕方ないという意見もある。
- *アンケートでは、ご近所による支え合いは必要と考える人が9割いる。



福祉が必要な人を見逃さないよう、福祉感度の良い、信頼のおける人材をたくさん増やして、いち早く問題の発見につなげ、ニーズを顕在化させていく。

(2) 話をよく聴き、ニーズに応じた相談対応体制を確保する（相談の課題）

- *様々な課題が複雑に絡み合っている場合があるため、話をよく聴き、多職種が連携しながら適切に対応することが大切になる。
- *支援が必要な方のケースによっては、生活困窮の課題とも深く関わっている場合がある。
- *市では、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師などの専門職ならびに社会福祉協議会においても専門職がいるが、まだ、専門的な知識を有する職員が足りない。
- *一世帯で複数分野の課題を抱える（ファミリーケア）といった状況に対応できるコーディネート能力を有する職員が必要である。
- *現在の市福祉事務所は、本庁舎の別棟プレハブで、通路やカウンターが手狭であり、相談するにもプライバシーの問題がある。
- *社会福祉協議会も市本庁舎と離れており、連携がとりにくく。また、気軽に相談しやすい窓口になっていない。



困りごとは決して断らず解決できるよう、多職種との連携を強化した相談対応体制づくり。

(3) サービス提供基盤の確保とサービス利用につなげる（サービス提供の課題）

- * サービスの内容、事業自体がどういうものかわからず、サービス利用につながっていないことがある。
- * 事業所間のつながり、情報交換が少ない状況にある。
- * 今は手助けが必要なく生活できいても、妊娠・出産により子育て支援が必要になったり、加齢とともに介護を必要とする状況になったり、不慮の事故等により障がいを有することになったりする。
- * アンケートでは、「社会福祉協議会」の認知度が向上した。しかし、50歳未満の認知度は低く、権利擁護事業を実施していることが知られていない。
- * アンケートでは、介護保険や障害福祉サービスの公的サービスのほか、身近な生活支援サービスの充実が求められている。
- * ヒアリングでは、社会福祉協議会は高齢者のための組織なのか、地域福祉の要としてもっと幅広い取り組みが必要なのではないかとの意見がある。



地域のサービス基盤の充実とともに様々な資源を組み合わせながら、隙間のない福祉の輪を構築する。

(4) 生活の改善に向けて、温かく寄りそった支援を継続する（見守りの課題）

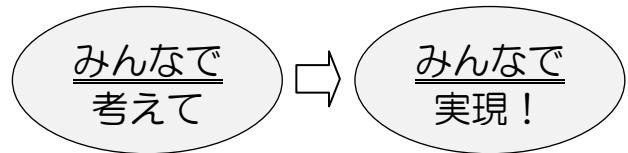
- * 障がいのある人への差別や偏見は、約6割の市民があると感じている。
- * 安否確認の声かけや、話し相手程度ならできそうという人が多い。
- * 団体に属さなくても個人でボランティア活動に取り組んでいる人がいる。
- * アンケートでは、地域活動やボランティア活動への参加の増加、民生委員児童委員の認知度が向上するなど一定の成果は上がっているが、「参加しやすいきっかけづくり」が最も求められている。
- * アンケートでは、福祉は「行政と市民が協力し地域で支え合う」との回答が多く、福祉の問題は決して他人事ではない。
- * 市の各課等ヒアリング調査では、福祉部局の担当課でない限り、福祉に対する理解や取り組みが進んでいるといった状況にはない。
- * 計画した取り組みを推進させていくための組織体制が不十分である。



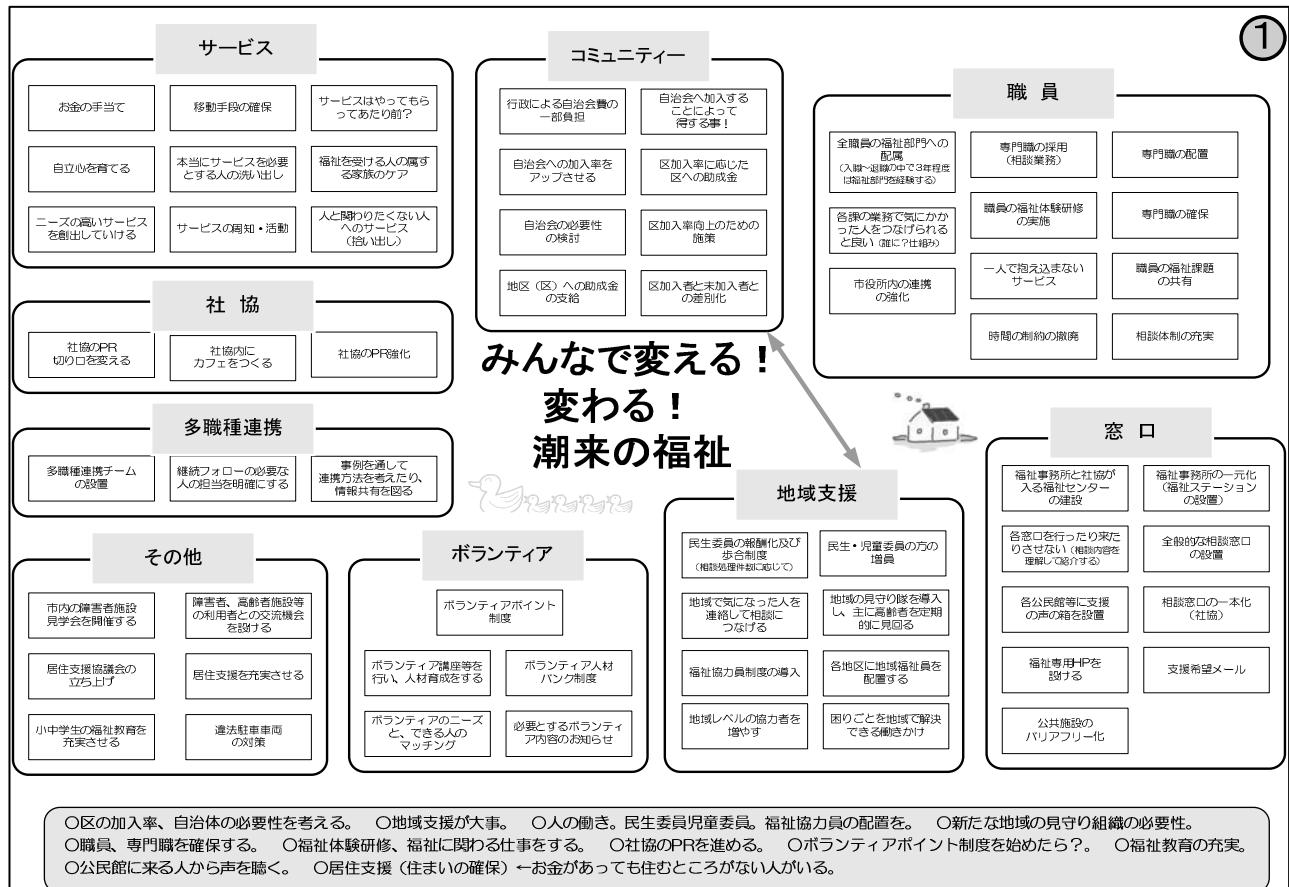
一人ひとりの課題にきちんと寄りそいながら、地域全体で温かく継続して見守っていける体制づくり。

6 大切なこと、やるべきこと（職員ワークショップ）

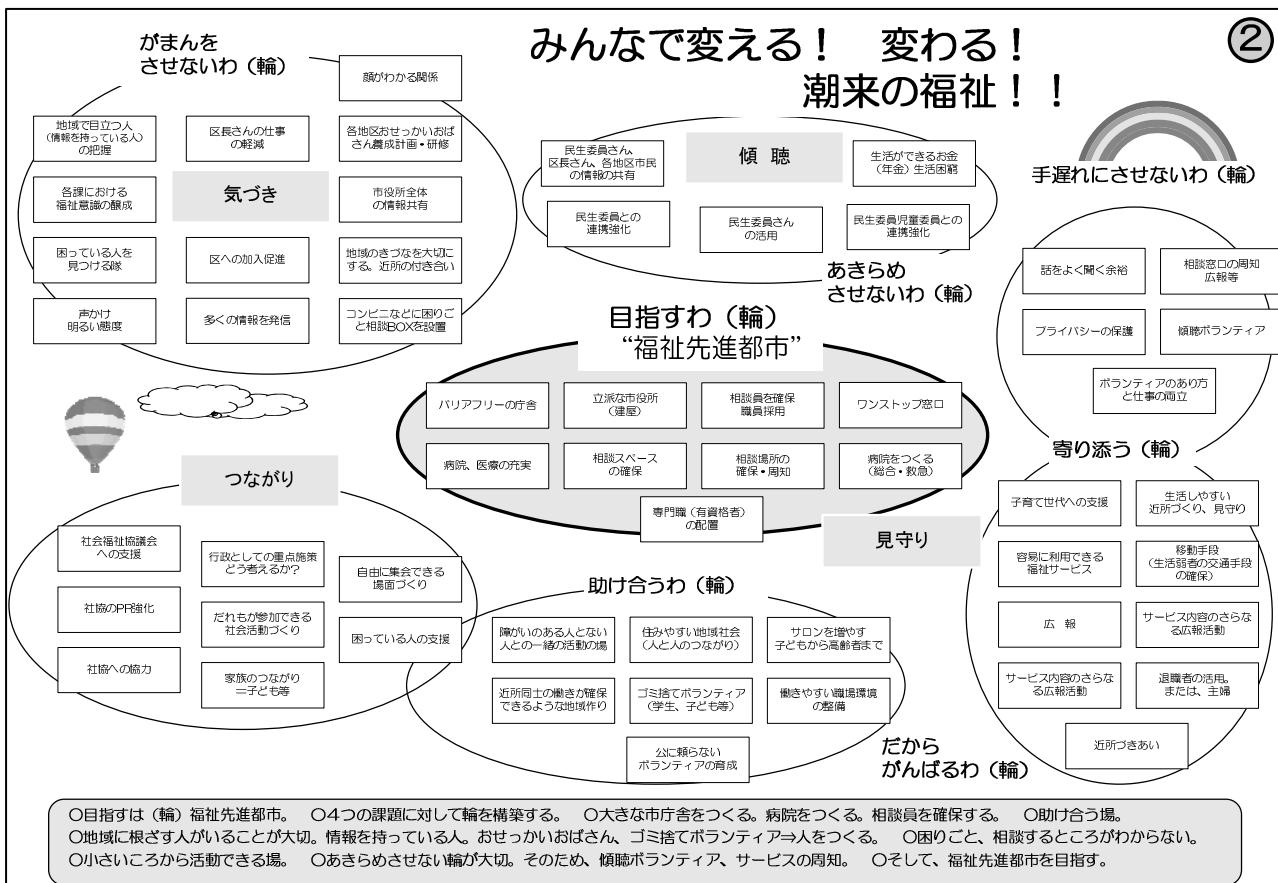
庁内ワーキングチームにおいて、3つのグループごとに話し合い、アンケート調査や各種ヒアリングから導き出された課題に対して、大切なこと、やるべきことを市職員が共有する目的で、ワークショップを開催しました。



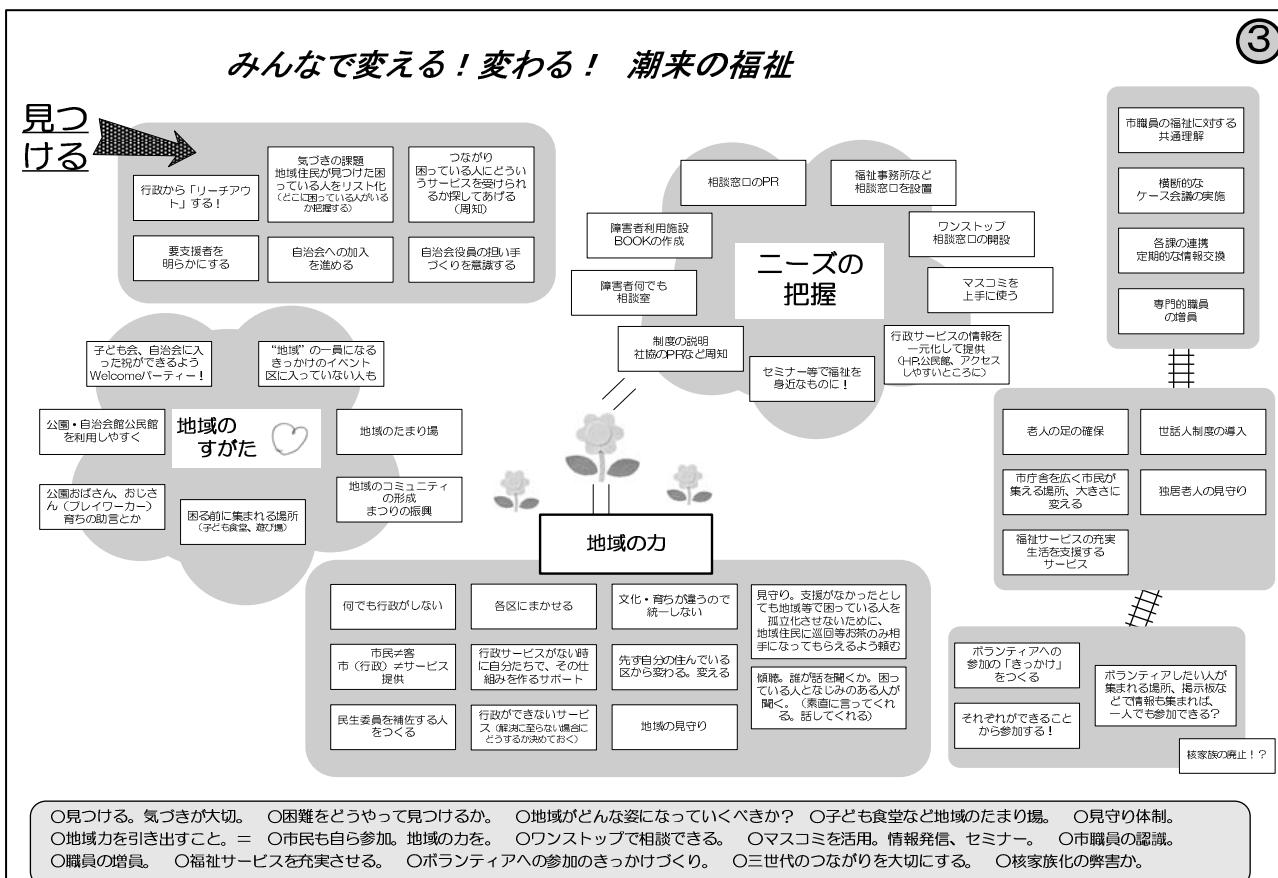
【1 グループのまとめ】



【2グループのまとめ】



【3グループのまとめ】



第3章 潮来市地域福祉計画

(中とびら裏白)

1 基本理念

みんなで変える！ 変わる！

潮来の福祉

= 福祉先進都市を目指して =

近年、地域社会及び家族を取り巻く環境は大きく様変わりし、福祉課題も複合化、複雑化しています。

この現実に対応し、市民や市が今までの福祉への視点や考え方を大きく変えて、未来の潮来市の福祉を「地域共生社会」にふさわしく「変える」ことを目指します。そして、多くの人々から「潮来の福祉に学べ」、「潮来といえば、あやめと福祉」と喧伝される「福祉先進都市」を目指します。



潮来市が目指す「福祉先進都市」は、「地域共生社会」に則して、次のような内容で構成します。

(1) 予防的福祉 … 新しい「福祉」の視点(暮らしたい地域を考える)

これからの中に対する重要な視点は「予防的福祉」の推進です。本市は、これまでの申請主義による「待ち」だけの姿勢ではなく、抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状況となる前に早期に発見して支援につなげていくことが大切と考えています。専門職による訪問活動の充実などにより、必要な支援がいち早く届けられるような環境づくりが大切と考えています。

(2) 地域人材の育成 … 「我が事」の人づくり(課題を解決したい)

地域福祉の推進に人材の育成は欠かせません。適切な福祉サービスを提供するために必要なコーディネーターなどの専門職はもちろんのこと、となり近所や自治会（区）、民生委員児童委員など地域による見守り活動など身近な人々が大切な人材となります。福祉の専門職から一般の市民までが、同じ目標と視点で、主体的に取組んでいる環境づくりが大切と考えています。

(3) 連携の体制づくり … 「丸ごと」の連携づくり(一人の課題から)

複合化、複雑化する福祉課題に対応するためには、多職種・多機関の連携が不可欠です。市民、市、社会福祉協議会、福祉事業所、医療機関、保健機関などはもちろんのこと、観光事業者や商工業者、教育分野など多方面と連携する環境づくりが大切と考えています。当事者に寄りそいながら、その人のできる力を引き出していく視点を持って課題を解決します。連携による成功体験が積み重なっていく環境づくりが大切と考えています。

このような『福祉先進都市』を目指して、潮来市は変わっていきます！

福祉に対するみんなの意識や取り組みの意識を変えていく、変わっていくことによって、だれもが安心して住み続けられるまちづくりを推進していくます！



2 基本目標

■必要な人に必要なサービスが、必要な時に提供できる 地域づくりを進めます

「自助」「共助」「公助」の役割分担といった言葉ですが、これは地域福祉を推進する上でも非常に重要であり、その中心に「人材」、「人づくり」が存在します。市や社会福祉協議会の取り組みはもちろんですが、地域の皆さんの「自助」「共助」の取り組みが非常に重要になります。

■■「自助」市民等の役割■■

市民は、地域社会の一員としての意識が最も重要なことを理解し行動していくことが大切です。そのため、最も身近な自治会（区）での地域活動などに参加し、やれることから積極的かつ主体的に関わっていきましょう。

■■「共助」社会福祉協議会、地域等の役割■■

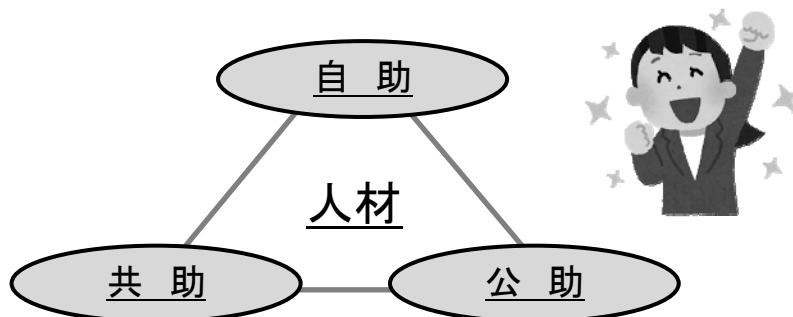
社会福祉協議会は、地域福祉の推進を担う中心的な組織です。そのため、市民の生活を支援するとともに、市民の交流の場、支え合いの場を積極的に推進し、活発な地域福祉活動を展開していくことが求められます。地域のボランティア、地域団体等と連携して、市の福祉課題の解決に向けて行動し、福祉のまちづくりを推進していきましょう。

■■「公助」行政等の役割■■

行政は、地域福祉を推進するにあたって、市民の福祉意識の醸成を図り、市の福祉課題に対して的確に対策を講じていく役割があります。

市は、社会福祉協議会、地域団体・市民等と連携・協力しながら、計画の実施主体として福祉施策を総合的に推進していきます。

■地域福祉を推進する役割



「福祉先進都市」の実現を目指し、『潮来の福祉三原則』を定めます。

キーワードは、がまんをさせない、手遅れにさせない、あきらめさせない“福祉”です。逆にいふと、今まででは、だれからも支援の手が行き届かず、がまんして、そして、手遅れになり、最後は、あきらめてしまうといったような傾向があったということです。

そうならないためにも、困っている人を見つけ、見逃さない（気づきの課題）、ニーズに応じた相談対応体制を確保する（相談の課題）、福祉サービスの利用につなげる（サービス提供の課題）、そして、温かく寄りそった支援を継続する（見守りの課題）といった一連の流れの中で、地域福祉の充実に向けて地域ぐるみで取り組んでいきます。

【潮来の福祉三原則】

がまんをさせない “福祉” をつくる

手遅れにさせない “福祉” をつくる

あきらめさせない “福祉” をつくる



【主な取り組み】

○地域で信頼される人材を「(仮称) 地域福祉推進員」に選任し、社会福祉協議会とも連携して地域福祉活動を強化します。

○市と社会福祉協議会が一体となった福祉・保健拠点のあり方を検討し、「(仮称) 潮来市福祉・保健施設に関する整備構想」を策定します。

○各種の相談に対して、多職種が連携して総合コーディネートにあたり、「丸ごと」受け止められる総合相談体制を構築します。

○福祉分野の諸計画を推進し、福祉のサービス提供基盤を確保し、充実します。

【計画の推進】

○新たに「(仮称) 福祉政策審議会」を設置し、地域福祉全般について進捗状況を把握し推進します。

○新たに目標指標を設定し、PDCAサイクル（計画：Plan、実行：Do、評価：Check、改善：Action）に基づき計画を評価・点検します。

3 施策体系

基本理念と将来像を踏まえ、以下の施策体系に従って各施策を進めていきます。

◇◆◆ 施策体系◆◆◇

「みんなで変える！ 変わる！ 潮来の福祉」

＝ 福祉先進都市を目指して ＝

— 《基本目標1》福祉が必要な人を見逃さない地域づくり

- (1) 地域で信頼される人材の育成
- (2) 情報共有の強化
- (3) 福祉意識の醸成

— 《基本目標2》課題を解決できる地域づくり

- (1) 福祉・保健拠点の整備
- (2) 総合相談体制の整備

— 《基本目標3》サービスの切れ目と隙間のない地域づくり

- (1) 高齢者福祉・介護保険事業の充実
- (2) 障がい者（児）福祉の充実
- (3) 児童福祉・子育て支援の充実
- (4) 生活困窮者支援の充実

— 《基本目標4》生活の質の向上を目指す地域づくり

- (1) 地域福祉活動の充実
- (2) 権利擁護の充実
- (3) 防犯・防災体制の充実
- (4) 福祉のまちづくりの充実

《基本目標1》 福祉が必要な人を見逃さない地域づくり

アンケートでは、近所付き合いが希薄なっていることがわかりましたが、ご近所による支え合いは必要と考えている人が大多数でした。その中で、地域にどのような方が住んでいるかわからず、コミュニケーションがとれないため、支援を必要とする人が地域にいるのか分からず、支援につながらないといった課題が見られます。また、なんらかの支援を必要としていても、恥ずかしいといった気持ちから、助けを求められない人が地域にはいます。

そのため、地域に信頼のある人をたくさん増やして、手遅れにならない様に、いち早くそのような方の問題の発見につなげて、きめ細かな福祉ニーズを明らかにしていくことが大切です。

【現状】

- 地域のコミュニティ、つながりが希薄化
- 必要な人に、必要な情報が届いていない
- 地域の助け合う気風が低迷

【課題】



◆福祉が必要な人を見逃さないよう、福祉感度の良い、信頼のおける人材をたくさん増やして、いち早く問題の発見につなげ、ニーズを顕在化させていくこと。

※本計画において「福祉が必要な人」とは、介護保険の要介護認定者や障害者手帳等を所持する人だけではなく、何らかの要因によって生活しづらい状況にあり、地域社会からの一定の関与が必要とされる人を想定しています。

(1) 地域で信頼される人材の育成

◆取り組みの方向性◆

- * 地域福祉の中心的な担い手として、民生委員児童委員活動を強化していきます。
- * 区長など、地域福祉活動を推進する地域リーダーの育成を推進します。
- * 福祉が必要な人を見逃さないよう、福祉感度の良い、福祉意識の高い人材を育成していきます。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- 地域の身近な人とあいさつできる関係を大切にしましょう。
- 悩みや困りごとは一人で抱え込まずに、民生委員児童委員等に相談しましょう。
- 困った時に相談場所がわからない場合は、市や社会福祉協議会に連絡して、つないでもらいましょう。
- 地域の活動を通じて気づいたこと、感じたことは市や関係者に伝えましょう。

「共助」 地域等の役割

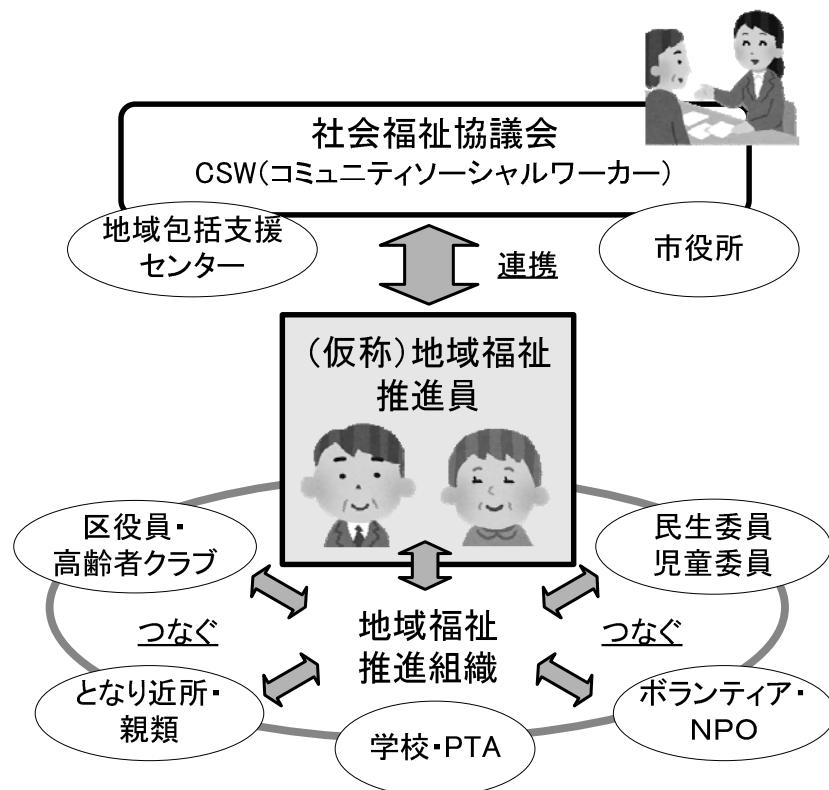
- 区長など地域で信頼できるリーダーと、地域の困りごとを共有しましょう。
- 地域で気になった人や手助けを必要としている人を知ったら、市や社会福祉協議会に伝えましょう。
- 社会福祉協議会において、高齢者や障がい者、子育て世帯等、見守りが必要な方と市とのパイプ役として支援を図ります。

「公助」 行政等の役割

- 地域で福祉活動に携わり、信頼のおける人材を「(仮称) 地域福祉推進員」に選任し、地域福祉活動の強化を行います。
- 民生委員児童委員活動の充実が図れるよう、活動をバックアップします。
- 当事者団体の地域福祉活動を充実するため、地域の情報や福祉の情報提供収集にあたります。
- 支援を必要とする人の情報を関係職員で共有し、連携して対応にあたります。

■（仮称）地域福祉推進員のイメージ

「（仮称）地域福祉推進員」は、地区の役員や民生委員児童委員といった地域福祉推進組織のつなぎ役となって、社会福祉協議会の相談員（CSW: コミュニティソーシャルワーカー）等と連携を図りながら、地域で困っている人の生活課題の解決に結びつけます。



※地域福祉推進組織とは、地域の福祉課題を解決するために、小学校区の範囲で地域住民が主体的に活動する組織をイメージしています。「（仮称）地域福祉推進員」や社会福祉協議会（CSW）は、地域福祉推進組織の活動が円滑に行われるようコーディネート・支援していくものとします。

《アンケートで寄せられた声》

- 相談するのが恥ずかしい、誰に相談して良いか解らない方は沢山いると思います（一般市民）
- 地域でどのような方がいるのかも、わかりにくくなっています。（一般市民）
- 困っている人の事例発表、意見交換、とても勉強になりました。（民生委員）

《地域懇談会で寄せられた声》

- 区長は、地域福祉のために具体的に何をやればよいのか？（津知地区）

(2) 情報共有の強化

◆取り組みの方向性◆

- * 必要な人に確実にサービスの利用が結びつくように、福祉サービスの情報共有を強化していきます。
- * 地域の情報が広く市民に行き渡るよう、多様な媒体を活用した情報提供を進めています。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- “市長へのたより” 等で、意見や提案を伝えましょう。
- 市広報紙や社協だより(きずな)に目を通し、大切な情報に気を配りましょう。
- 身近な場所でのサロン活動や会合に参加して、地域の情報や出来事への関心を高めましょう。

「共助」 地域等の役割

- 声のボランティアと協力して、障がいのある方等への情報提供を行いましょう。
- 福祉に関する講演会やイベント等の開催などについて、知らせしましょう
- 社会福祉協議会において、市民に親しみやすい広報紙(きずな)の作成や社会福祉協議会ホームページによる最新情報の提供を強化します。

「公助」 行政等の役割

- 地域のボランティア団体が活動しやすくなるよう、活動を支援する制度等に関する情報を社会福祉協議会と連携して提供していきます。
- 地域の福祉情報を提供する手段として、広報紙やホームページ、回覧板、メールマガジン等の積極的な活用を図ります。
- 国や県の福祉制度等に関する情報収集とともに、地域の福祉サービス提供事業者の活動等の情報収集及び提供に努めます。

(3) 福祉意識の醸成

◆取り組みの方向性◆

- * 地域共生社会のあり方が広く浸透するよう、福祉の意識を高める啓発活動を充実させていきます。
- * 児童生徒などの若者に対する福祉教育を充実させていきます。
- * お互いを理解し合えるよう、市民同士の交流活動を充実させていきます。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- 地域福祉や人権に対して関心を高めましょう。
- 市で開催される福祉に関するイベントや講座に参加しましょう。
- 社会福祉協議会の事業に積極的に参加し、協力しましょう。

「共助」 地域等の役割

- 社会福祉大会やボランティア講座・講演会等への参加者が増えるよう、身近な地域の方々に知らせ、紹介しましょう。
- 小・中学生を対象とした福祉の体験学習・講座に参加し、福祉に対する理解や意識を高めましょう。
- 社会福祉大会を充実し、福祉に触れる機会を提供します。

「公助」 行政等の役割

- 広報紙や各種チラシ、ホームページ等を活用して、地域福祉に関する情報を提供します。
- 学校における福祉教育を充実させるとともに、学校・家庭・地域が連携して、福祉への理解と興味・関心を育んでいきます。
- 福祉や人権に関する講演会等を通じて、市民の福祉意識の高揚と社会福祉の理解促進を図っていきます。

《アンケートで寄せられた声》

- アンケートを通して福祉のことを考えることが出来ました。（一般市民）
- 自分が住んでいる潮来市の為に何か小さいことでも貢献したいと思いました。（一般市民）

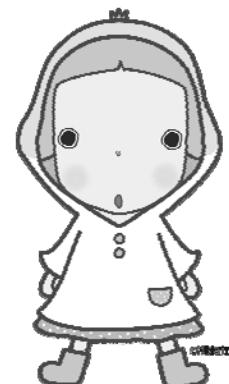
《地域懇談会で寄せられた声》

- 地域福祉を変えていく一歩が大切。意識を変えていくこと（日の出地区）
- 自治会に入らない人が増えている。加入促進が大切である。（延方地区）

○「あやめ」からコメント○

福祉って「我が事」なのね！

「他人事」ではないのよ！



潮来市PRキャラクター
あやめ

《基本目標2》課題を解決できる地域づくり

地域に支援を必要とする人や困っている人が見つかったら、その人の話をよく聴き、その人のニーズや希望に沿ったしっかりした相談対応をしていくことが大切です。福祉ニーズは、従来の高齢者、障がい者、生活困窮者、児童福祉といった1つの問題だけでなく、課題が複合的に絡み合っている場合があります。

そのため、しっかりした相談対応をして、コーディネート体制を確保しながら、困りごとや相談ごとがあった際は決して断らないことが大切です。そして、必ず解決の糸口を見つけられるように多くの専門職による支援によって、相談機関などとも連携をとりながら、課題を解決させていく必要があります。

【現状】

- 身近な相談場所が分からぬ人がいる
- 気軽に相談しやすい環境がない（施設、専門職が少ない）
- 民生委員児童委員や社会福祉協議会の認知度が低い

【課題】



- ◆ 困りごとは決して断らず解決できるよう、多職種との連携を強化した相談対応体制づくり。

(1) 福祉・保健拠点の整備

◆取り組みの方向性◆

- * 保健福祉に関する各種相談等に総合的に対応できる福祉・保健拠点の必要性を検討していきます。
- * 「(仮称) 潮来市福祉・保健施設に関する整備構想」を策定していきます。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- 解決が難しい地域の課題は、市や関係機関と協力して取り組みましょう。
- 福祉サービスを利用するうえで不便な点があったら、改善を提案しましょう。

「共助」 地域等の役割

- 社会福祉協議会と市の施設が一体となった「(仮称) 潮来市福祉・保健施設に関する整備構想」の策定を進めています。

「公助」 行政等の役割

- 地域の身近な相談場所として市窓口の応対をはじめ、市の関係機関と連携して各種相談に総合的に対応できる「福祉・保健拠点」のあり方を検討します。
- 様々な相談等に対応できる「(仮称) 潮来市福祉・保健施設に関する整備構想」を策定していきます。

(2) 総合相談体制の整備

◆取り組みの方向性◆

- * 高齢・障がい・児童・生活困窮者など複合的な課題に対応できる相談体制の整備を図ります。
- * 市民の困りごとを解決できるよう、関係機関（司法・医療・県行政等）との連携を強化していきます。
- * 市と社会福祉協議会において専門職を確保し、体制の強化を図ります。
- * 様々な相談に対応できるコーディネート機能を高め、充実させていきます。
- * 福祉サービス事業者との連携を強化していきます。
- * 支援を必要とする人を見逃さないよう、訪問活動（アウトリーチ）を行える体制の整備を図っていきます。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- 専門的な相談ができる窓口があることを、日ごろから知っておきましょう。
- 困っている方がいたら、身近な相談窓口を紹介しましょう。
- 虐待が疑われる場合には、市や関係機関等に必ず知らせましょう。

「共助」 地域等の役割

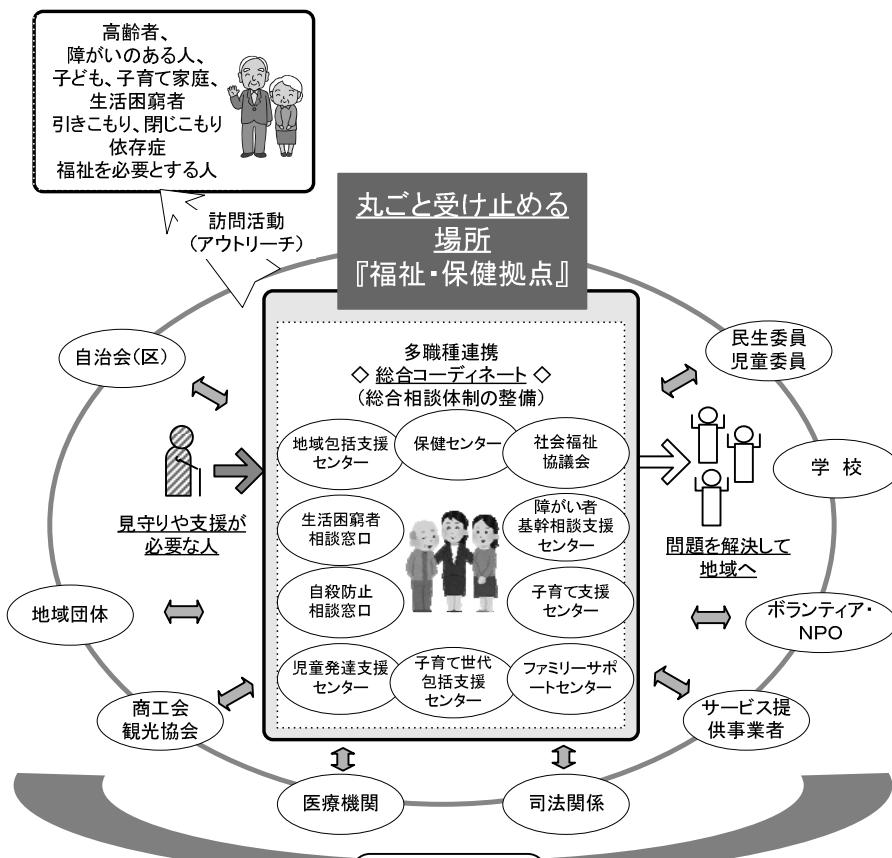
- 支援が必要な方々に対して、関係機関と連携を深めながら対応できる体制整備を推進していきましょう。
- 児童、高齢者、障がいのある方への虐待などの相談対応、心の悩みの相談への対応を迅速に進めるため、行政等との連携を深めておきましょう。
- 社会福祉協議会において、保健・福祉・医療関係者と地域住民が連携して見守り、必要な支援を行っていく「地域ケアシステム」の機能強化を図っていきます。

「公助」 行政等の役割

- 各種の相談に対して、「丸ごと」受け止められる体制を確保するため、専門職を確保します。
- 多職種が連携して応対できる「総合相談窓口」を整備し、総合相談体制を機能させていきます。
- 支援を必要とする人を見逃さないよう、訪問活動（アウトリーチ）を行える体制づくりを進めます。
- 社会福祉協議会において、悩みや不安など、困っている方の心配ごとについて心配ごと相談員（行政書士など）が応じます。また、法律相談は弁護士が相談に応じます。
- ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方について、保健・福祉・医療関係者が連携してケアチームを組み、見守り、必要な支援を行っていきます。

■総合相談体制のイメージ

専門職を確保し、多職種が連携しながら、市民からの困りごと、相談に対して、「丸ごと」受け止められる体制を確保していきます。



《アンケートで寄せられた声》

- 在宅で高齢者、障がい者をみる家族への支援、助言対応窓口を考えて頂きたい。（一般市民）
- 不安な時に何でも相談できる場所とか、電話相談など出来ればよいと思う。（一般市民）
- 地域のために行動してくれる人を増やしていくこと。（区長）

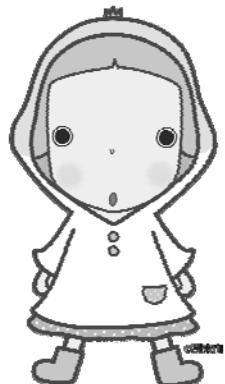
《地域懇談会で寄せられた声》

- 市では、具体的にどのようなアクションを起こしていくのか？（日の出地区）

○ 「あやめ」からコメント ○

恥ずかしがらずに気軽に相談して！

きっと笑顔になるよ！

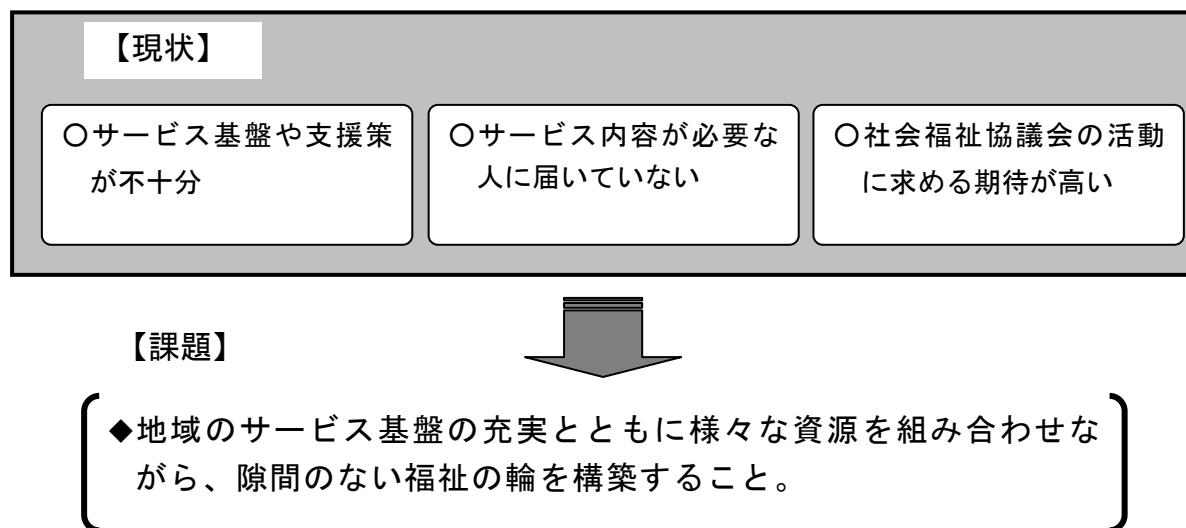


潮来市PRキャラクター
あやめ

《基本目標3》サービスの切れ目と隙間のない地域づくり

しっかりと話を聴き相談対応のうえ、解決の糸口が見つかったら、次は「サービス提供の課題」となります。ニーズに応じた支援やサービスの利用につなげていく必要があります。アンケート調査では、介護保険サービスや障害福祉サービスといった公的サービスのほか、声かけやゴミ出し、外出の同行といった身近な生活支援の充実が求められていました。また、サービスを受けようにも、そもそも地域にどういったサービスがあるかわからないといった課題も見受けられました。

そのため、地域のサービス基盤を充実させていくとともに、様々な資源を組み合わせていくことが重要であり、支援策やサービス内容を、しっかりと必要な人に周知していくことが非常に重要となります。そのことで、隙間のない福祉の輪を構築していくことが大切です。



(1) 高齢者福祉・介護保険事業の充実

◆取り組みの方向性◆

* 『潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画』を踏まえ、高齢者の在宅福祉サービス、介護保険サービスを充実させていきます。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- 自らの健康管理に努め、毎日いきいきとした生活を送りましょう。
- 高齢者クラブ等の活動に参加しましょう。
- 一緒にスポーツや学習する仲間を増やしましょう。
- 介護保険サービスの内容を正しく理解し、必要になった場合は、適切に利用しましょう。

「共助」 地域等の役割

- シルバーリハビリ体操など手軽に身体を動かせる運動を紹介しましょう。
- 高齢者の生活支援や様々な活動の充実を図りましょう。
- 近所のひとり暮らし高齢者の安否確認など、在宅生活を支える活動に参加しましょう。
- 民生委員児童委員活動への理解を進め、地域のふれあい給食サービスボランティア等に協力しましょう。

「公助」 行政等の役割

- 「潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、必要なサービス基盤の確保ならびに制度やサービスの情報提供に努めます。
- 日常生活で支援を必要とする市民のニーズに対応するため、サービス提供事業者間の連携を促進し、福祉サービス等の向上を図ります。
- 高齢者自らが健康づくりや生きがい活動を推進できるように、潮来市高齢者クラブ連合会の自主的な活動・取り組みを支援します。
- シルバー人材センターと連携して高齢者の生きがいにも結びつく就労機会を確保します。
- 高齢者や障がいのある方が、住み慣れた家庭や地域で生活できるように日常生活をサポートする事業を実施していきます。
- 社会福祉協議会において、介護保険事業所として、居宅介護支援事業をはじめ、訪問介護事業の適切な運営を図ります。



《アンケートで寄せられた声》

- 福祉や介護について、知らないことが多すぎると思っています。（一般市民）
- 民生委員としての仕事の情報等が十分伝わっていないように思う。（民生委員）

(2) 障がい者（児）福祉の充実

◆取り組みの方向性◆

* 『潮来市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画』を踏まえ、障がい者（児）の障がい福祉サービスを充実させていきます。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- 必要なサービスを受けられずに困っている人がいたら、市や民生委員児童委員に知らせましょう。
- 障害福祉サービスについて正しく理解し、必要な場合は適切に利用しましょう。
- 障がいの有無に関わらず、できる範囲で地域活動に参加しましょう。

「共助」 地域等の役割

- 障害福祉サービスの内容について、相談できる場を設けましょう。
- 生涯学習活動など、だれもが参加しやすい環境づくりに取り組みましょう。

「公助」 行政等の役割

- 「潮来市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、必要なサービス基盤の確保ならびに制度やサービスの情報提供に努めます。
- 障がいのある方の生活課題や困りごとの解消に向け、基幹相談支援センターの整備など相談支援の充実や、地域の支援体制の充実を図ります。
- 一般就労が困難な障がいのある方等の福祉的就労の場を確保します。
- 障がいのある方に対する相談対応の充実を図ります。
- 社会福祉協議会において、障がいのある方が、安心して地域で生活できるよう、多職種とも連携しながら、障害者自立支援事業者として適切な運営を図ります。
- 社会福祉協議会において、障がいのある方が日中活動の場として創作的活動や社会生活に適応するため、機能訓練の機会を提供します。

(3) 児童福祉・子育て支援の充実

◆取り組みの方向性◆

* 『潮来市子ども・子育て支援事業計画』を踏まえ、教育・保育施設の充実、地域子育て支援事業を充実させていきます。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- 近所の子どもとあいさつを交わしたり、日ごろからの子どもの行動や様子に目を配りましょう。
- 子どもの居場所づくり事業や子育て広場などに参加するなどして、親子の交流を深めましょう。
- 子育てに悩んだときは、かすみ保健福祉センター等に気軽に相談しましょう。

「共助」 地域等の役割

- 子ども食堂や遊び場など、子育てに困る前に集まれる場所をつくりましょう。
- 子育てに悩んでいる家庭があったら、市や社会福祉協議会に伝えましょう。
- 社会福祉協議会において、低所得世帯児童・生徒等への学習支援や「ファミリー・サポート・センター」との連携・強化を図っていきます。

「公助」 行政等の役割

- 「潮来市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、必要なサービス基盤の確保ならびに制度やサービスの情報提供に努めます。
- 「子育て世代（母子健康）包括支援センター」を設置し、子育てに関する専門職を配置する中で、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行います。
- 子育てについての悩みや不安を解消し、子育て家庭や親子の交流等が図れる地域の「子育て支援センター」などの拠点を確保します。

(4) 生活困窮者支援の充実

◆取り組みの方向性◆

* 生活困窮者の自立支援を充実させていきます。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- 生活に困窮し、どうにもならない時は、制度による支援や自立に向けたアドバイスを受けられることを知っておきましょう。

「共助」 地域等の役割

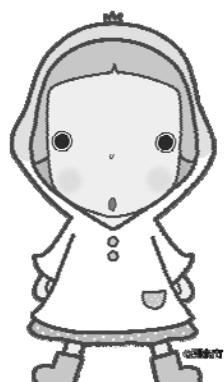
- 社会福祉協議会において、経済的理由により暮らしに不安や困難を抱えている人に対して、自立した生活に少しでも近づけるよう、地域と連携した対応を図ります。

「公助」 行政等の役割

- 相談支援員兼就労支援員を配置し、生活困窮者のきめ細かな相談支援、就労定着への支援に努めます。
- 福祉部局と教育委員会が連携して、貧困家庭を含めた学習支援の強化を図っていきます。

- 「あやめ」からコメント ○

家族の困りごとを「丸ごと」解決
しちゃいます！



潮来市PRキャラクター
あやめ

《基本目標4》生活の質の向上を目指す地域づくり

支援策やサービスの手が行き届いたら、次は、しっかりと見守って、生活の質の向上を図っていくことが大切です。生活の改善に向けて、だれもが、地域で安心して尊厳のある生活が送れるよう関係機関とのネットワークの構築をはじめ、地域住民による温かく寄りそった支援を継続していく必要があります。

そのためには、地域の一人ひとりの課題にきちんと寄りそう必要があり、地域で活躍いただいている「民生委員児童委員」や「区長」をはじめとした「市民」の見守りが、非常に大切になってきます。その見守りの中で、また、地域の困りごと、新たな問題発見につながり、「気づきの課題」へつながっていきます。

【現状】

- ボランティアのきっかけづくりの意向が高い
- 避難行動要支援者の把握、見守りの強化
- 見守りの担い手、ボランティアが不足

【課題】



- ◆一人ひとりの課題にきちんと寄りそいながら、地域全体で温かく継続して見守っていける体制づくり。

(1) 地域福祉活動の充実

◆取り組みの方向性◆

- * 地域コミュニティの基盤となる自治会（区）に加入しやすい環境づくりや組織の体制強化に努め、地域活動を活発にしていきます。
- * 「ふれあい・いきいきサロン」活動を充実させていきます。
- * ボランティア活動やN P O活動が活発になるように取り組みます。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- 自治会（区）の必要性・重要性を理解し、地域と関わりを持ちましょう。
- 自治会等の活動に対して、出来ることは引き受けるようにしましょう。
- ボランティア活動やN P O活動に積極的に参加しましょう。
- 市や社会福祉協議会の広報紙などから福祉情報を積極的に収集しましょう。

「共助」 地域等の役割

- 自治会（区）への加入の必要性・重要性を理解し、活動内容をしっかり説明していきましょう。
- 転入者に、自治会（区）の必要性を理解してもらえるように地域と協力して加入促進を図りましょう。
- 地域福祉活動や社会奉仕活動に取り組める環境づくりに努めましょう。
- ボランティア活動を伝えるなど、ボランティアの育成に貢献しましょう。
- だれもがどこでも気軽に参加し、楽しく社会参加や健康づくりを行えるサロン活動を推進しましょう。
- 社会福祉協議会において、子どもと高齢者など世代間交流が可能なサロン活動などを充実します。

「公助」 行政等の役割

- 自治会（区）の必要性や意義、重要性を周知して、自治会（区）への加入促進を図ります。
- 社会福祉協議会と連携してボランティア講座・講習会の開催、団体活動の情報提供を行います。
- ボランティア活動への新たな参加者の確保や支援などを進めるため、ボランティアポイント制度や人材バンク制度の導入を検討します。
- 地域福祉の中核を担う社会福祉協議会を支援し、各種事業の推進において連携・協力を深めます。
- 社会福祉協議会において、ボランティアの活動拠点となるボランティアセンターの運営体制の強化を図り、ボランティアのマッチングなどを進めます。
- 社会福祉協議会において、ボランティア協議会への加入を促進するとともに、様々な知識や専門性を有する個人ボランティアの登録制度を構築します。

《アンケートで寄せられた声》

- 市民ボランティアと行政との連携が必要だと思う。（ボラ協）
- 構えないで気軽に参加してみたいと思えるようなこと。（ボラ協）
- ボランティア活動の拠点となる交流室の確保。（ボラ協）
- 自分の出来ることを登録して、マッチングしてもらう制度づくり。（ボラ協）

(2) 権利擁護の充実

◆取り組みの方向性◆

- * 問題を早期に発見し、だれもが地域で安心して尊厳のある生活が送れるよう関係機関とのネットワークの強化を図ります。
- * 地域と連携して、虐待、心の悩み相談等の迅速な対応を進めます。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- 高齢者等に対する悪質商法、振り込め詐欺に注意しましょう。
- 見守りを必要とする人を見つけたら、民生委員児童委員等に知らせましょう。
- 虐待や暴力被害を発見したら、適切な窓口にすぐに通報しましょう。

「共助」 地域等の役割

- 児童、高齢者、障がいのある方への虐待などの相談対応、心の悩みの相談への対応を迅速に進めるため、行政等と連携した体制を確保しましょう。
- 民生委員児童委員や自治会（区）等が活動しやすいよう、連携・協力できる体制をつくっておきましょう。
- 自立した生活が不安な方には、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の利用を勧めましょう。

「公助」 行政等の役割

- 児童、高齢者、障がいのある方への虐待などの相談対応を迅速に進めるため、各相談機関とのネットワーク化を図ります。
- 消費生活相談体制の充実を図るとともに、権利擁護事業（日常生活自立支援事業、成年後見制度）の周知等を進めます。
- 社会福祉協議会において、地域で安心して尊厳のある生活ができるよう、権利擁護事業（日常生活自立支援事業、成年後見制度）の啓発及び利用促進に努めます。

(3) 防犯・防災体制の充実

◆取り組みの方向性◆

- * 地域の自主的な防犯活動を推進し、防犯意識を高めていきます。
- * 災害等に備えて安心して生活できる地域を目指し、それぞれの役割分担と連絡体制づくりを進め、防災体制の充実に努めます。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- 防犯パトロールなど、地域の防犯活動に積極的に参加しましょう。
- 交通安全教室などに参加し、交通マナーの理解を深めましょう。
- 防災訓練に参加し、自主防災組織の必要性を理解しましょう。
- 災害時は、まず自分の身を守り、手助けが必要な人がいたら助けしましょう。
- 避難の際に支援が必要な方は、避難行動要支援者名簿の登録をしましょう。
- 災害ボランティアとして活動するために、必要な講習を受講しましょう。

「共助」 地域等の役割

- 地域住民やボランティア団体と協力して地域の防犯活動を強化しましょう。
- 自主防災組織や消防団と連携して、地域の防災力を高めていきましょう。
- 防災訓練に参加し、自主防災組織や消防団の活動に協力しましょう。
- 日ごろから災害時に支援を迅速に行えるよう関係機関と連携して避難行動要支援者の把握に努めましょう。

「公助」 行政等の役割

- 区長、民生委員児童委員、消防団と協力して、自主防災活動の充実を図ります。
- 大規模な災害などに備え、災害ボランティアの養成や災害時のボランティア活動についての普及を図ります。
- 避難行動要支援者制度を周知し、関係機関と連携して災害時における要支援者の避難支援計画の作成を進めます。
- 子どもたちの登下校時の安全確保を図るため、防犯パトロールを推進します。
- 振り込め詐欺などの犯罪による被害を未然に防止するため、関係機関・団体と連携し啓発活動を進めます。
- 交通事故等を未然に防止するため、交通安全教室や交通安全のキャンペーン等を開催し、交通マナーの向上を図ります。



《アンケートで寄せられた声》

- 大震災の時、自然に助け合いの輪が出来ておりました。（一般市民）
- プライバシーもありますので、どこまで立ち入ってよいものか。（民生委員）

(4) 福祉のまちづくりの充実

◆取り組みの方向性◆

* 地域で暮らす人が地域で孤立しないよう、見守りと支え合いのネットワークづくりを推進します。

◆それぞれの取り組み◆

「自助」 市民等の役割

- 子どもたちの登下校時に、お互いにあいさつを交わし、見守りましょう。
- 地域で支援が必要な人の見守り活動に参加しましょう。
- 地域のお祭りやイベントなど、交流の場に参加しましょう。
- これまで培った技術や能力を地域活動に生かしましょう。
- 地域で解決できる課題は、知恵を出し合い地域で協力して解決しましょう。

「共助」 地域等の役割

- 地域で困っている人、見守りが必要な人がいたら、民生委員児童委員に情報を伝えましょう。
- 社会福祉協議会において、地域福祉の充実を図るため、会員の確保と会費増強に取り組みます。
- 社会福祉協議会において、地域福祉を推進していく体制づくりを進め、市民に最も近い団体として使命感をもって取り組みます。

「公助」 行政等の役割

- 地域活動やボランティア活動、生きがいづくりに高齢者の力を発揮してもらえるよう、生涯学習活動や社会参加の場を推進します。
- だれもが安心して外出できるように、高齢者や障がいのある方など交通弱者の移動手段の確保に努めます。
- 既存の公共施設等におけるバリアフリー化を進めるとともに、施設の改修等に合わせてユニバーサルデザイン※の考え方を取り入れた整備を推進します。

※ユニバーサルデザインとは、「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることをいいます。

《アンケートで寄せられた声》

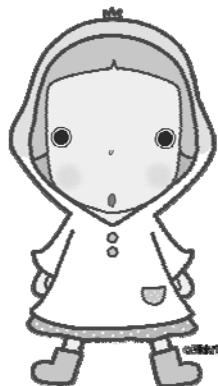
- 小さな子どもが安心して育てられる市を期待しています。（一般市民）
- 公共施設のバリアフリー化を進めて欲しい。エレベーターやトイレの改善（一般市民）
- 社会福祉協議会にがんばってほしいと願います。（一般市民）

《地域懇談会で寄せられた声》

- 新たに福祉相談員を配置するなど、継続して見守れる体制づくりが大切。（津知地区）

○ 「あやめ」からコメント ○

あなたらしく、私らしく、
いきいきと暮らしましょう！！



潮来市PRキャラクター
あやめ

第4章 潮来市地域福祉活動計画

第4章 潮来市地域福祉活動計画では、『社会福祉協議会』を市民に愛着を持って、より親しみをもっていただけるよう、『社協』という表現を用いています。



はんどちゃん

「はんどちゃん」は、「福祉コミュニティづくり県民運動」のキャラクターです。

(中とびら裏白)

1 基本的な考え方

○私たち『潮来市社会福祉協議会（社協）』は、地域福祉の推進を担う中心的な組織として、「みんなでめざそう福祉の輪」をスローガンに本市の地域福祉活動の充実に取り組んできたところです。今後、潮来市の地域福祉の推進にあたっては、市が策定する「潮来市地域福祉計画」と共通の重点課題及び基本理念を共有して取り組みます。

○取り組みを推進する上では、多くの課題や困難が考えられますが、社協活動の必要性や大切さを市民に根気強く伝え、理解していただき、“あの人があるから社協へ行こう！”と思ってもらえる“顔の見える社協づくり”を展開していきます。

顔の見える社協づくり

あの人があるから『社協』へ行こう！

「共助」の合言葉は、

い っしょに
た すけあう
こ みゅにてい



2 社協の役割

■ 地域福祉計画における「共助」を推進する役割

- 本計画の第3章で述べている「潮来市地域福祉計画」において、社協は「共助」を推進する中心的組織として位置づけられています。
- そのため、本計画の第4章で示す「潮来市地域福祉活動計画」は、社協が行う活動や地域団体が行う活動の支援を通じて、地域の「共助」の取り組みを具体化し、充実させていく役割があります。
- 私たちは、地域社会における社協の役割の重要性を再確認し、『潮来市地域福祉活動計画』において「共助」の推進を中心に据えながら、“顔の見える社協づくり”いわゆる信頼関係を築いていくため、現在、実施している事業の充実や見直しを進めています。

■ 社協における「公助」や「自助」の役割

- 私たちが行っている事業は、決して「共助」の枠だけに収まりません。特に、潮来市から委託されている「地域包括支援センター事業」や「心身障害者福祉センター（ワーカス）」の施設管理など、「共助」の枠を超えて専門的な「公助」の領域も担っています。
- それと同時に、福祉意識の向上をめざす「福祉体験講座」や「ボランティア支援」など、「自助」の領域となる事業も展開しています。これらの「公助」、「自助」の事業は、現在の潮来市全体の福祉活動を見たときに、私たち社協が今後も継続的に担う必要性があるとともに、事業内容をさらに充実させていく必要があります。

3 活動計画の内容

**《基本目標1》 福祉が必要な人を見逃さない地域をつくろう！
【気づきの課題】**

◇福祉感度の良い、信頼ある人材を地域に増やしていきます◇

地域にどんな方が住んでいるかわからない、また、ご近所とのコミュニケーションがないといった家庭があります。そのため、本当に支援を必要とする人がどこに住んでいるのかわからない、支援に結びつかないといった課題があります。

社協では、福祉が必要な人を見逃さないよう、福祉感度の良い、信頼のにおける人材がもっと増えていくよう、市と協働して「(仮称) 地域福祉推進員」活動を立ち上げ、地域福祉活動を強化します。また、市民の地域福祉の理解促進や情報発信に努め、いち早く問題の発見につなげられる取り組みを進めます。

(1) 地域で信頼される人材の育成

施策名	方向性
(仮称) 地域福祉推進員活動の支援	○地域で福祉活動に携わり、信頼のにおける人材を「(仮称) 地域福祉推進員」として選任し、地域福祉活動の強化を図ります。
個別事業	取り組み
① (仮称) 地域福祉推進員の選任【新規】	○市と連携を図りながら「(仮称) 地域福祉推進員」を小学校区ごとに選任し、地域福祉活動の強化を図ります。
② (仮称) 地域福祉推進員活動の推進【新規】	○区長や民生委員児童委員などと連携を図りながら、地域で困っている人の問題解決に結びつけていきます。

施策名	方向性
ボランティア活動の普及・啓発	○ボランティアグループの活動支援を行い、活動者の資質の向上と市民への活動の周知を進めます。また、ボランティア協議会への加入を促進するとともに、様々な知識や専門性を有する個人ボランティアの登録を図ります。
個別事業	取り組み
①ボランティアグループの把握	○ボランティアグループの活動状況等を把握し、市民への周知を進めます。併せてボランティア協議会への加入促進を図ります。
②ボランティアグループの活動支援	○ボランティアグループの資質向上と活動を支援するため、各種情報や活動の場の提供に努めます。
③個人ボランティアの活動推進【新規】	○専門的知識を有する個人ボランティアの登録制度を設け、資質向上のための情報や活動の場の提供を行います。
④手話奉仕員養成講座【新規】	○手話の普及啓発を図るため、手話奉仕員養成講座を開催します。

施策名	方向性
ボランティアセンター(活動拠点)の充実	○ボランティアの活動拠点となるボランティアセンターの運営体制の強化を図ります。
個別事業	取り組み
①運営体制の充実	○ボランティアセンター機能を発揮するため、コーディネート機能など運営体制等の充実を図ります。
②活動拠点の確保【新規】	○「(仮称) 潮来市福祉・保健施設に関する整備構想」の策定の中で、ボランティアの活動拠点を確保していきます。

(2) 情報共有の強化

施策名	方向性
情報提供の充実	○市民に親しみやすい社協だより（きづな）の作成や、社協ホームページによる最新情報の提供を強化します。また、声のボランティア等と協力し、障がいのある人等への情報提供を行います。
個別事業	取り組み
①社協だより（きづな）の発行	○広報委員会を中心に定期的な発行に努めていくほか、緊急性のある情報については特別号として最新情報の提供を行います。
②社協ホームページの充実	○見やすく、役に立ち、使いやすいホームページの作成に努めます。社協の最新情報のほか、関係機関との情報共有による講演会やイベント等の開催情報の掲載などホームページ情報の充実と適切な更新を行います。
③SNSの活用【新規】	○SNSの特性を生かした活用方法について検討を行い、SNSによる情報発信を実施します。
④回覧板やポスターなどの活用	○回覧板を活用した情報提供に努めるとともに、公共施設掲示板等へのポスター掲示や商店等の協力による情報提供に努めます。
⑤声のボランティアの協力	○障がいのある人等への情報提供について、声のボランティアグループの協力を得ながら行うとともに、継続した活動を支援していきます。
⑥市広報紙等の活用	○市と連携を図りながら、市ホームページや毎月発行される広報紙を活用し、市民への周知を強化していきます。



(3) 福祉意識の醸成

施策名	方向性
福祉意識の普及・啓発	○社会福祉大会の開催やボランティア講座・講演会等を通じて、地域福祉への関心を高める機会を提供し、市民の福祉意識の普及・啓発に努めています。
個別事業	取り組み
①社会福祉大会の充実	○福祉事業者や当事者団体、ボランティア団体等と連携して開催方法等を検討し、各種イベント等との共催を図るなど内容の充実に努めます。
②ボランティア講座・講演会の開催	○ボランティアを始めるきっかけづくりとしてボランティア養成講座を開催します。市民に対しては福祉に関する講演会を開催して啓発活動に努めます。

施策名	方向性
児童生徒の福祉体験・講座の開催	○小・中学生対象に福祉の体験学習・講座を実施し、福祉に対する理解や意識を高めています。
個別事業	取り組み
①福祉体験学習・講座の充実	○各小・中学校の児童生徒を対象とした福祉体験学習を行い、子どもたちの福祉に対する理解や意識を高めています。
②児童生徒のボランティア活動の推進	○教育委員会や小・中学校等と連携を図り、手軽に始めることのできる身近なボランティア活動等について情報提供を行います。
③夏休み小学生ボランティア体験学習	○長期間、自宅で過ごす夏休みを活用し、地域のふれあい・いきいきサロンへの参加などを通して地域との繋がりを深め、地域福祉への関心を高めていく機会をつくります。

《基本目標2》課題を解決できる地域をつくろう！

【相談の課題】

◇耳を傾け、ニーズに応じたしっかりした相談対応をします◇

支援を必要とする人が見つかったら、しっかりと話を聴き、その人のニーズに応じたしっかりした相談対応をしていく必要があります。

相談内容は、1つの事柄だけでなく、複合的に問題が絡み合っている場合があります。そのため、地域福祉の総合コーディネート体制を確保して、困りごとがあった際は決して断らず解決の糸口を見つけられるよう、多くの専門職や関係機関と連携を深めて対応します。

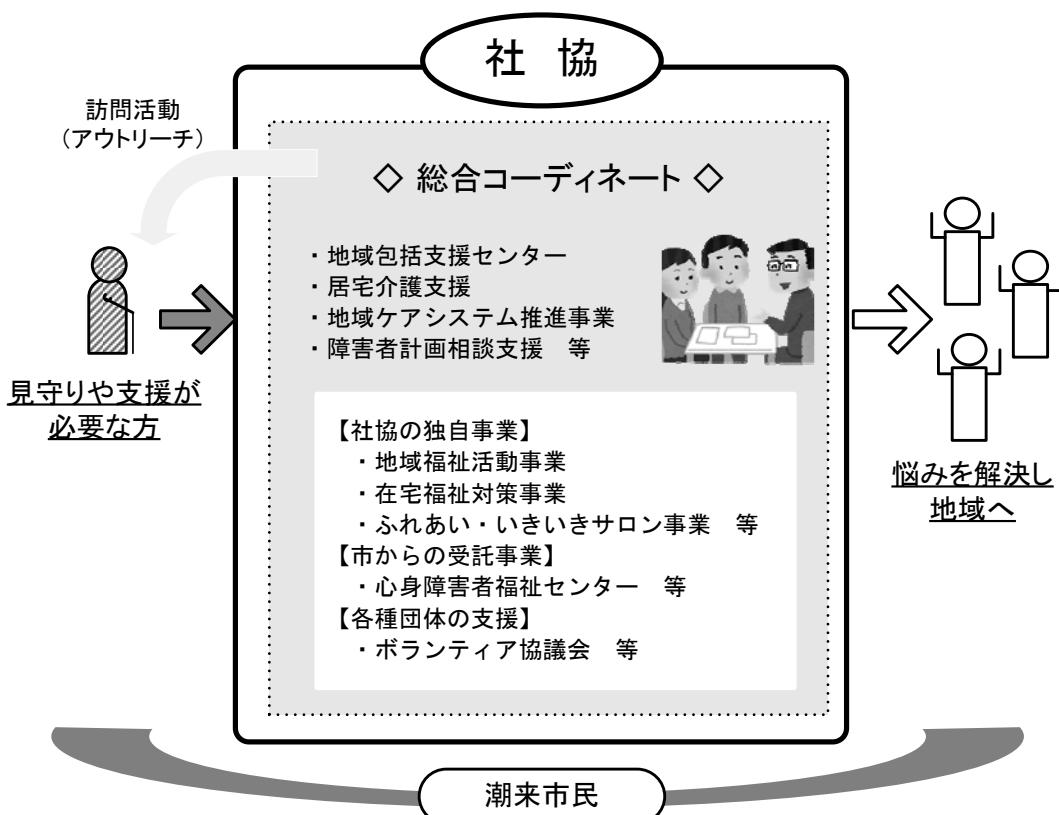
(1) 福祉・保健拠点の整備

施策名	方向性
福祉・保健拠点構想の策定	○市と一体となって「(仮称) 潮来市福祉・保健施設に関する整備構想」の策定を進めます。
個別事業	取り組み
①整備構想の策定 【新規】	○各種相談等を総合的に対応するため、市と連携した「(仮称) 潮来市福祉・保健施設に関する整備構想」の策定を進めていきます。

(2) 総合相談体制の整備

施策名	方向性
総合相談体制の充実	○支援を必要な方に対して、関係機関と連携を深めながら対応できる体制整備を推進していきます。
個別事業	取り組み
①総合相談体制の確保 【新規】	○社会福祉士や精神保健福祉士、保健師の資格を有する専門的職員を確保し、支援が必要な方に対して関係機関と連携しながら対応できる総合相談体制を確保していきます。
②訪問活動（アウトリーチ）の実施【新規】	○福祉が必要な人を見逃さないよう、保健・福祉・医療関係者や地域住民からの情報をもとに訪問活動（アウトリーチ）を実施します。

■社協の総合相談体制のイメージ



施策名	方向性
地域包括支援センターの運営（受託事業）	○高齢者の包括的な生活支援を推進していきます。また、地域福祉の総合コーディネート役として、支援が必要な方に対して、関係機関と連携を深めながら多様な支援を行います。
個別事業	取り組み
①総合相談支援	○高齢者のワンストップ窓口として相談を受け止め、必要な支援を把握し地域における適切なサービスや関係機関及び制度の利用に繋げる等の支援を行います。
②権利擁護の推進	○社会福祉士などの資格を有する専門的職員を確保し、成年後見制度等の普及、市と連携した高齢者虐待等困難事例の迅速な対応を図ります。
③包括的・継続的ケアマネジメント支援の充実	○主治医と介護支援専門員の連携をはじめ、多職種との協働や関係機関との連携を図るとともに、介護支援専門員の個別支援や質の向上のため、月1回の研修会を開催します。

施策名	方向性
地域ケアシステム推進事業の充実（受託事業）	○多様な支援を必要とする方について、保健・福祉・医療関係者が連携してケアチームを組み、見守り、必要な支援を行っていきます。
個別事業	取り組み
①地域ケアシステム推進事業	○支援を必要とする対象者を把握し、保健・福祉・医療関係者と地域住民が連携してケアチームを組織し、見守りや必要な支援を行っていきます。
②地域ケアコーディネーターの確保	○保健・福祉・医療に精通した専門的職員を確保し、地域ケアシステム推進事業を推進していきます。

■地域ケアシステム推進事業のイメージ

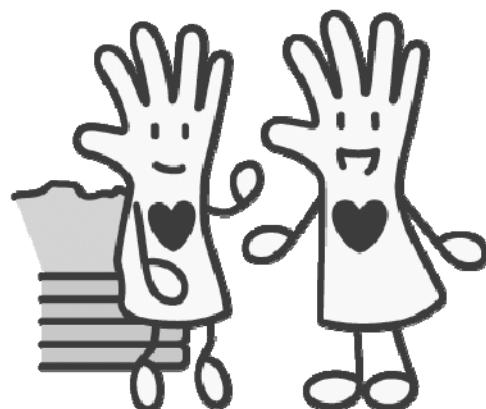
多様な支援を必要とする方が、家庭や地域の中で安心して暮らせる「福祉ネットワークづくり」を目指す事業です。支援を必要とする一人ひとりに対して保健、福祉、医療の関係者がケアチームを組んで、地域全体で支えていくシステムを構築していきます。



施策名	方向性
相談事業の充実	○心配ごと相談は、悩みや不安など、困っている方の心配ごとについて心配ごと相談員が応じます。また、法律相談は、専門的な手法により弁護士が相談に応じます。
個別事業	取り組み
①心配ごと相談事業	○社協だより（きずな）や市広報紙等により心配ごと相談事業の周知を図るとともに、専門的知識を有する心配ごと相談員を確保し、相談対応体制の充実に努めます。
②法律相談事業	○社協だより（きずな）や市広報紙等により法律相談事業の周知を図るとともに、法律の専門である弁護士と連携し、専門的な相談対応体制の充実に努めます。

施策名	方向性
認知症対策の推進	○認知症の方やその家族の日常生活を支援するため、認知症に対する理解を深める講座や認知症サポーターの養成など認知症対策を推進します。
個別事業	取り組み
①認知症施策の推進	○認知症に関する施策や認知症の状態にあわせ、標準的なサービス内容を説明した認知症ケアパスを活用して、認知症の方やその家族の日常生活を支援していきます。
②認知症カフェの開催	○介護支援専門員や認知症関連施設職員等の協力を得ながら認知症カフェを定期的に開催し、認知症の方やその家族に対して認知症に関する情報提供を行います。
③認知症サポーターの養成	○社協だより（きずな）や市広報紙等により認知症サポーター養成の周知を図るとともに、自治会（区）や職場、小・中学校の児童・生徒を対象としたサポーターの養成を行います。

施策名	方向性
虐待の防止	○児童、高齢者、障がいのある方への虐待などの相談対応を迅速に進めるため、市等と連携した体制を確保します。
個別事業	取り組み
①相談対応体制の確保	○社会福祉士などの資格を有する専門的職員を確保するとともに、市と連携し児童・高齢者・障がいのある方への虐待等の迅速な対応を図ります。



《基本目標3》サービスの切れ目と隙間のない地域をつくろう！ 【サービス提供の課題】

◇支援やサービスの利用に確実につなげていきます◇

相談対応の上、解決の糸口が見つかったら、支援やサービスの利用に確実につなげていくことが大切です。

社協で実施している介護保険サービスや障害福祉サービスのほか、ちょっとした声かけやゴミ出し、外出の同行といった身近な生活支援やサービスが求められています。地域に不足しているサービスや事業を認識し、サービスを充実させていくとともに、様々な福祉資源と組み合わせてサービス提供に努めています。

そして、サービスや事業を必要とする方にしっかりと周知して、隙間のない福祉の輪を構築していきます。

(1) 高齢者福祉・介護保険事業の充実

施策名	方向性
介護保険事業の運営	○地域に密着した介護保険事業所として、居宅介護支援事業をはじめ、訪問介護事業の適切な運営を図ります。
個別事業	取り組み
①運営方法の検討	
②居宅介護支援事業	○「潮来市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」を踏まえ、介護保険サービスの運営方法の効率化を検討し、地域に密着した介護保険事業所として適切な運営を図ります。
③訪問介護事業 (ホームヘルパー)	
④要介護認定調査事業	○要介護認定申請をした方に対して、適正な介護保険サービスの提供を受けるために必要な要介護認定調査を行います。

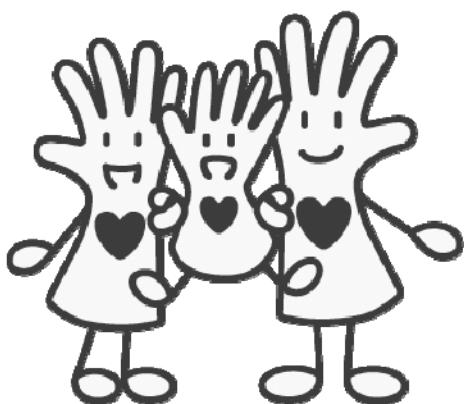
施策名	方向性
生活支援サービスの充実	○高齢者や障がいのある方が、住み慣れた家庭や地域で生活できるように日常生活をサポートする事業を実施していきます。
個別事業	取り組み
①特殊寝台及び車椅子貸出の実施	○要介護認定を受けていない方や障がいのある方、疾病や負傷により福祉用具の貸与が必要な方に特殊寝台や車椅子の貸出を行います。
②在宅寝たきり高齢者等家族介護用品支給事業（受託事業）	○市と連携を図りながら事業内容等の周知を行い、高齢者や障がいのある方の日常生活を支援していきます。
③軽度生活援助事業（受託事業）	○市と連携を図りながら事業内容等の周知を行い、高齢者の日常生活を支援していきます。
④介護予防（安否確認）事業（受託事業）	○市と連携を図りながら事業内容等の周知を行い、高齢者などの日常生活を支援していきます。
⑤外出支援サービス事業（受託事業）	○市と連携を図りながら事業内容等の周知を行い、高齢者や障がいのある方の日常生活を支援していきます。

施策名	方向性
高齢者福祉事業の推進	○ひとり暮らし高齢者の安否確認など、在宅生活を支える活動を、民生委員児童委員や地域のふれあい給食サービスボランティア等と協力して推進します。
個別事業	取り組み
①ふれあい給食サービス事業	○ひとり暮らし高齢者への安否確認などのため、民生委員児童委員や地域のふれあい給食サービスボランティア等の協力を得ながら給食サービスを実施します。
②ふれあい日帰り遠足事業	○ひとり暮らし高齢者を対象に外出の機会と参加者間の交流を図るため、民生委員児童委員の協力を得ながら日帰り遠足を実施します。
③シルバービュータイーサービス事業	○寝たきりなどの高齢者を対象に心身のリフレッシュを図るため、美容師の協力を得ながら自宅に出張して頭髪のカットや化粧を行います。

(2) 障がい者（児）福祉の充実

施策名	方向性
障害者自立支援給付事業の運営	○障がいのある方が、安心して地域で生活できるよう多職種とも連携しながら、障害者自立支援事業者として適切な運営を図ります。
個別事業	取り組み
①居宅介護 (ホームヘルプ)	○「潮来市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」を踏まえ、多職種と連携をしながら障害福祉サービスの指定事業者として適切な運営を図ります。
②計画相談支援事業	○「潮来市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」を踏まえ、多職種と連携をしながら障害福祉サービスの指定事業者として運営の充実を図ります。

施策名	方向性
心身障害者福祉センターの運営（指定管理者）	○地域活動支援センター（Ⅱ型）事業として、障がいのある方が日中活動の場として創作的活動や社会生活に適応するための機能訓練の機会を提供します。
個別事業	取り組み
①運営方法の検討	○利用者の状況に応じた日中活動の場として創作的活動や日常生活の支援、相談の対応等、運営の方法について検討します。
②工賃報酬の向上	○「障害者優先調達推進法」の趣旨に基づき、市や関係機関と連携をしながら請負業務の開拓や工賃報酬の向上に向けた取り組みを行います。



(3) 児童福祉・子育て支援の充実

施策名	方向性
子育て支援の充実	○子育てに困る前に集まれる場所をつくったりするなど、市との連携を図ります。
個別事業	取り組み
①低所得世帯児童・生徒等への学習支援【新規】	○学習教室の準備や学習ボランティアの募集などの体制を整備し、学習支援を行います。
②ファミリー・サポート・センターとの連携・強化【新規】	○「潮来市子ども・子育て支援事業計画」を踏まえ、ファミリー・サポート・センターの協力会員や利用会員への情報提供、事業内容等の周知を行い、体制を強化します。

(4) 生活困窮者等支援の充実

施策名	方向性
生活困窮者への自立支援	○経済的理由により暮らしに不安や困難を抱えている人に対して、自立した生活に少しでも近づけるよう、地域と連携した対応を図ります。
個別事業	取り組み
①援護事業の推進	○医療費の低額診療制度の支援や歳末慰問金支給事業、母子家庭新入学児童祝金の支給などの援護事業を推進します。
②生活福祉資金の貸付	○生活再建をするために必要な一時的な金銭の貸付を県社協と連携して対応します。
③フードバンクの実施（食材提供事業）	○「食」に関する現物支給を行うことにより自立した生活に近づけるよう、地域と連携した対応を推進します。

《基本目標4》生活の質の向上を目指す地域をつくろう！ 【見守りの課題】

◇しっかりと継続して見守る体制を確保します◇

支援やサービスの手が行き届いたら、次はしっかりと継続して見守っていくことが大切です。自分らしく生活を改善し、生活の質の向上を図れるよう、温かく寄りそった支援を継続していくことが大切です。

そのために、地域と一緒にになって、一人ひとりの課題にきちんと寄り添っていける活動を展開していきます。その見守り体制を強化していく中で、また、新たな地域の困りごと、問題発見につながり、再び、福祉が必要な人を見逃さない「気づき」の課題へと結び付けていきます。

（1）地域福祉活動の充実

施策名	方向性
ふれあい・いきいきサロンの推進強化	○小地域ごとに誰でもどこでも気軽に参加し、楽しくお金をかけずに社会参加や健康づくりを進めるサロン活動を推進します。また、子どもと高齢者の多世代がふれあえる機会を充実します。
個別事業	取り組み
①ふれあい・いきいきサロンの運営強化	○ふれあい・いきいきサロンの事業活動の周知を行い、誰もがどこでも気軽に参加し、楽しく社会参加や健康づくりを行えるサロン活動を推進し、年2か所の設立を図ります。また、多世代が交流することができる機会を企画します。
②介護予防事業（健康教室）の推進	○介護予防事業修了者による自主的な活動を推進し、継続的に活動していくため高齢者総合相談センターとも連携を図りながら進めています。

施策名	方向性
安否確認、見守り活動の推進	○ひとり暮らし高齢者や障がいのある方等など、在宅で安心した生活が送れるよう生活意欲の助長促進等を図っています。
個別事業	取り組み
①定期訪問活動（安否確認）の充実	○地域のふれあい給食サービスボランティアによるお弁当づくりや民生委員児童委員の安否確認事業を推進し、問題の早期発見に繋げていきます。

施策名	方向性
福祉団体への支援	○福祉団体の自主的な運営や活動を支援します。
個別事業	取り組み
①身体障害者福祉協議会、遺族会等の事務局体制の検討【新規】	○各種福祉団体の活動内容を把握し、生きがいづくりと社会参加を支援しながら、自主的な運営をしていくための事務局体制を検討します。
②福祉団体への助成	○各種福祉団体の活動内容を把握し、生きがいづくりと社会参加を支援しながら、自主的な運営をしていくための活動助成をします。

(2) 権利擁護の充実

施策名	方向性
権利擁護の充実	○地域で安心して尊厳のある生活ができるよう、日常生活自立支援事業、成年後見制度等の啓発及び利用促進に努めます。
個別事業	取り組み
①日常生活自立支援事業の充実	○社会福祉士などの資格を有する専門的職員を確保し、日常生活自立支援事業の周知を図るとともに、事業の推進をするため専門員（社協職員）と生活支援員（市民）を養成し、相談・支援体制の充実を図ります。
②成年後見制度の啓発及び利用支援	○社会福祉士などの資格を有する専門的職員を確保し、成年後見制度の周知を図るとともに、自立した生活を営むことができるよう支援していきます。
③法人後見制度の導入【新規】	○社協が成年後見人等に就任し後見事務を行うため、体制の整備を進めていきます。
④「市民後見人」の養成【新規】	○法人後見制度を推進するため、社会貢献型「市民後見人」養成講座を開催します。

(3) 防犯・防災体制の充実

施策名	方向性
防犯活動の促進	○市をはじめ、地域住民やボランティア団体との連携による防犯活動を促進します。
個別事業	取り組み
①防犯活動の充実	○市を中心に、各種団体や地域住民、ボランティア団体等と連携し、「誰もが住み慣れた潮来で、いつまでも安心して暮らせるまちづくり」を推進します。

施策名	方向性
安心して暮らせる防災体制	○災害救援ボランティアの養成や、災害時のボランティア受け入れ体制の検討、関係機関と連携した避難行動要支援者の把握などに努めます。
個別事業	取り組み
①災害ボランティアセンターの確立	○潮来市災害ボランティアセンター運営マニュアルを活用し、受け入れ体制等の立ち上げ訓練を実施します。
②災害救援ボランティアの養成【新規】	○災害等に備えて災害救援ボランティアを養成する内容の講座を開催し、それぞれの役割分担と連絡体制づくりを進めています。
③避難行動要支援者等支援活動の推進	○支援が必要と思われる方に対して避難行動要支援者名簿への登録について説明し、災害時に支援を迅速に行えるように関係機関と連携体制を確立します。

(4) 福祉のまちづくりの充実

施策名	方向性
自主財源の確保	○社協活動を推進する上で、会員の確保と会費増強に取り組みます。また、善意銀行の金品預託などを行い、市民の善意を形にするための取次を行います。赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金運動等を行い、地域福祉の進展に努めます。
個別事業	取り組み
①会員の確保と会費増強	○市民や企業に対して社協の役割や事業内容等の説明を行い、社協事業に賛同していただけるための周知活動を展開します。特に、企業の社会貢献活動とも連携しながら会員の確保と会費増強に取り組みます。
②善意銀行（寄付）事業の推進	○善意銀行事業に対する寄付文化の醸成を図るために周知を行い、金品預託を預託者の意思を尊重してボランティア活動に配分します。
③善意の箱の設置	○善意銀行事業と合わせた周知を行い、市内店舗等に対して設置協力の依頼と設置協力店の広報をし、設置場所を拡充します。
④共同募金の推進	○関係機関の協力を得ながら、赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金の活動を展開して安定した事業財源を確保します。
⑤福祉バザー、チャリティーゴルフの開催	○市民等からの寄付による福祉バザー商品の募集を行い、社会福祉大会において福祉バザーを実施します。チャリティーゴルフは協力会場を増やして開催します。



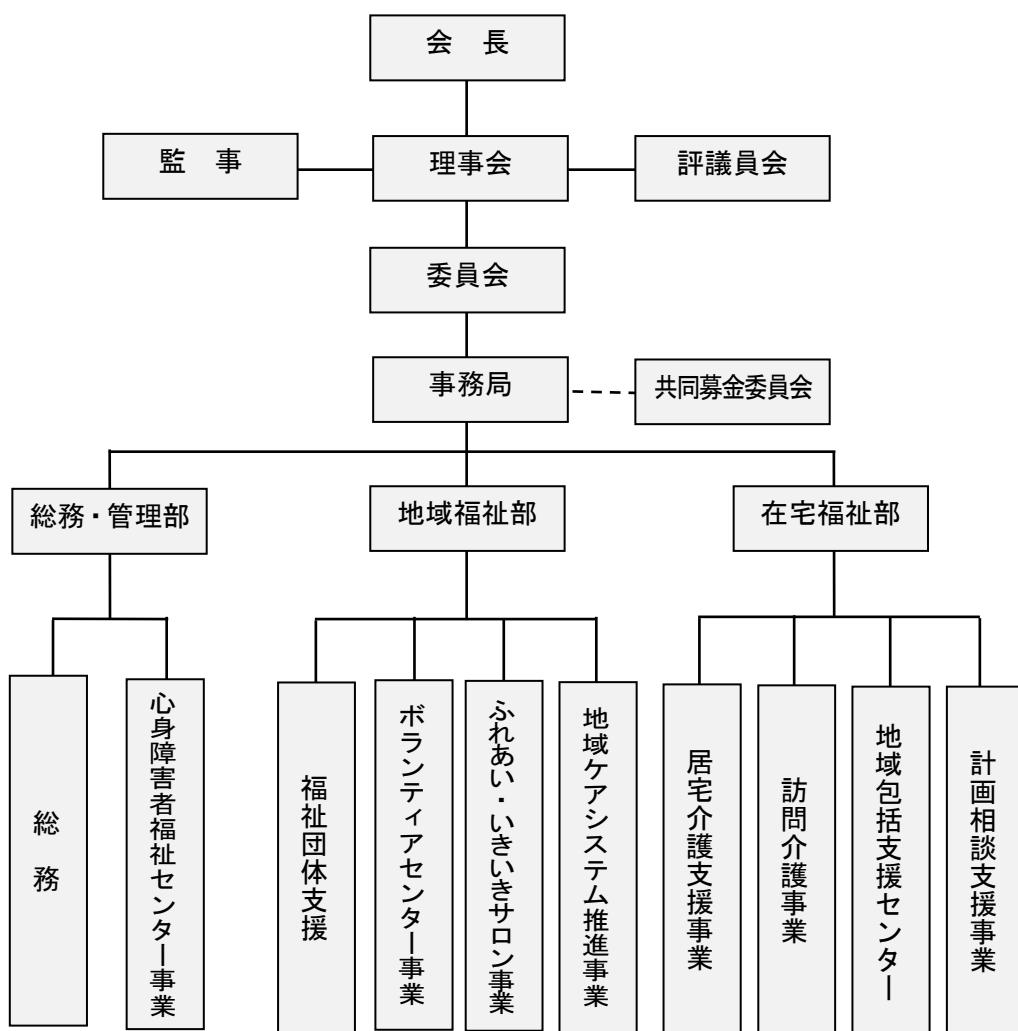
施策名	方向性
社協体制の強化	○相互の円滑な連携を図り、事業を推進していく体制づくりを進めます。市民に最も近い団体として使命感をもって取り組みます。
個別事業	取り組み
①理事会・評議員会、委員会活動の充実	○理事会及び評議員会、各種委員会は必要に応じて開催し、それぞれの役割を明確にして社協事業に対するチェック機能を強化していきます。
②専任職員の確保	○総合相談体制を確保していくため、社会福祉士や精神保健福祉士、保健師、主任介護支援専門員などの資格を有する専任職員を確保します。
③社協窓口、相談コーナーの改善	○市民や相談者等、来庁者の目的に合わせた窓口案内と分かりやすく懇切丁寧な対応を心がけ、市民に最も近い団体として使命感をもって業務を遂行します。
④職員間の情報共有	○毎日の朝礼や月1回のミーティングにより情報共有を図りながら社協職員一丸となり、顔の見える社協づくりを開いていきます。

4 社協の機能強化

地域福祉活動計画は、「市民」、「行政」、「民間事業所」等がともに協力して取り組んでいく必要があります。これらの取り組みを総合調整し、相互の円滑な連携を図り、事業を推進していく役割を、私たち「社協」は担っています。

社協は、民間の社会福祉団体として、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉社会を目指して、市民をはじめ、各種団体、ボランティア、市などと連携しながら、地域福祉活動を展開しています。

■社協の体制（平成29年度現在）



① 自主事業の充実・強化

地域社会における社協の役割の重要性を再確認し、必要な人に必要なサービスが、必要な時に提供できるよう、必要な自主事業の充実に努めます。

また、新たなサービスの実施や運営等に併せて事務局体制を見直していきます。

② 受託事業の運営・管理

現在、社協は潮来保健センターを拠点として、市民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図る活動を展開しています。地域包括支援センター事業をはじめ、地域ケアシステム推進事業、在宅寝たきり高齢者等の支援、外出支援などの受託事業を総合的に行いながら、地域に不足しているサービスの充実に努め、適正な受託事業の運営・管理に努めます。

③ 心身障害者福祉センター（ワークス）の管理運営

障がいのある方が、創造的な活動等を通じて日常生活の訓練を受けられるよう、自立支援、生活訓練支援を通じて、地域に密着した活動の充実に取り組みます。

④ 社協活動の体制強化

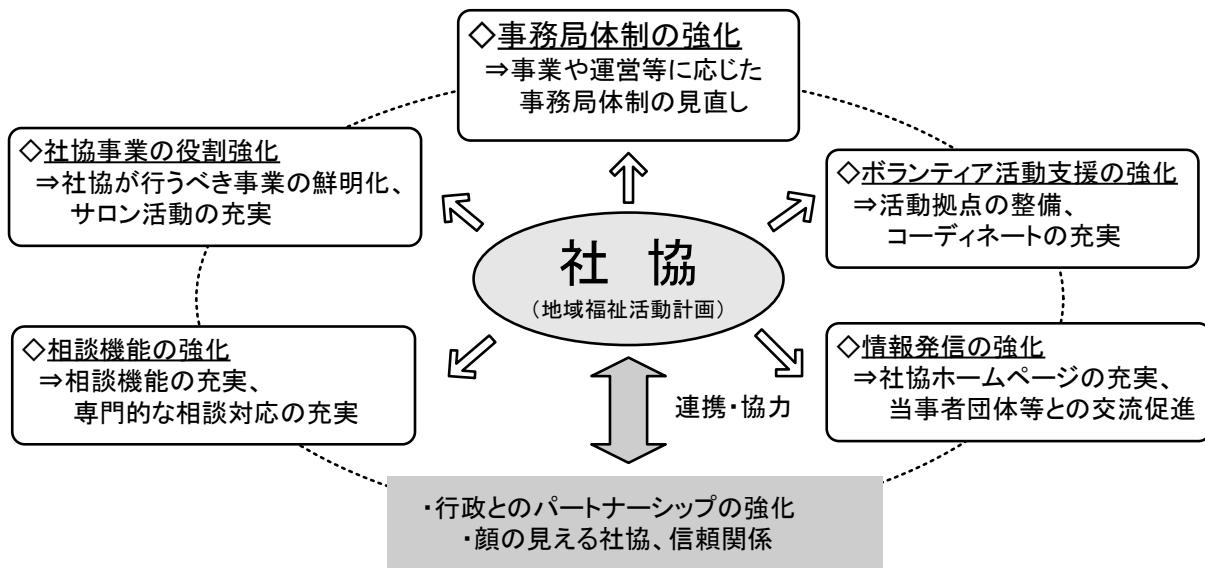
理事会・評議員会、委員会活動を充実し、社協活動の一層の充実を図るとともに、市民への理解促進に努め一般会員及び賛助会員、特別会員の確保に取り組みます。

計画の実現を図るうえで、地域福祉活動の担い手となる社協の機能強化が不可欠です。そのため、職員の知識や技術の向上に日々努め、福祉人材の育成と確保に努めていきます。

また、今後、実施事業や運営、事務局体制を見直し、組織機能の強化を図っていきます。

さらに、市民に対しては、社協活動の理解促進を図るとともに、社協会費、共同募金配分金等の自主財源の確保に努めながら、行政とのパートナーシップのもとに潮来市の地域福祉の推進に努めていきます。

■社協の機能強化の内容



- 本計画の進捗状況は、2020年度において、評価・検証を行います。
- さらに、評価・検証結果をもとに本計画の後期（2021～2023年度）の計画内容の見直しを行います。

(裏白)

第5章 計画の推進と評価

(中とびら裏白)

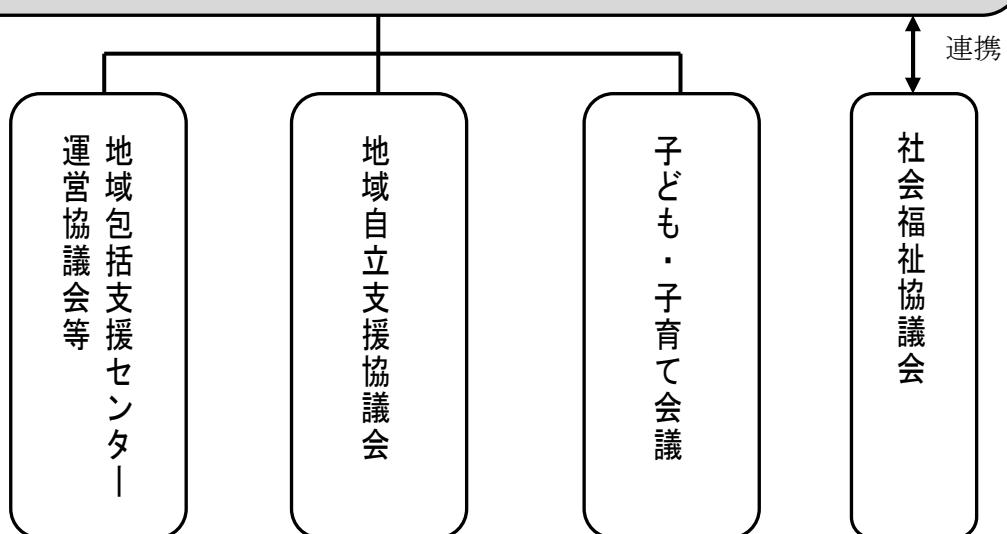
1 計画を着実に推進する体制の確立

- 本市の福祉政策全般について審議する「(仮称) 福祉政策審議会」を設置し、毎年度、地域福祉の推進状況を把握し、計画を着実に推進する体制づくりを行います。
- 高齢者福祉の推進に関しては、地域包括支援センター運営協議会、地域密着型サービスの運営に関する委員会の運営を充実させていきます。
- 障がい者福祉の推進に関しては、地域自立支援協議会の運営を充実させていきます
- 児童福祉の推進に関しては、子ども・子育て会議の運営を充実させていきます。
- 社会福祉協議会の取り組みについては、理事会・評議員会、委員会活動を充実させます。市民に対しては、引き続き社会福祉協議会活動の情報提供に努め、理解促進を図り、行政とのパートナーシップのもとに引き続き社会福祉協議会活動を着実に推進していきます。

■地域福祉を推進する体制

《(仮称) 福祉政策審議会》

- 福祉先進都市を目指して、潮来の福祉三原則「がまんをさせない福祉、手遅れにさせない福祉、あきらめさせない福祉」の推進に取り組む。



2 協働による推進体制

- 多様化、複合化する福祉課題に対応していくためには、市民と市、社会福祉協議会等の協働による取り組みが不可欠です。市民や地域も積極的に関わりたくなるような気持ちにさせる地域づくりを進めていく必要があります。
- 本市は厳しい財政状況の中ですが、地域福祉の充実に取り組むことが重要です。
- 「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、福祉先進都市を目指して、市民の役割、地域の役割、行政の役割を着実にそれぞれが行動に移し、それぞれの立場で協力し合う「協働」によって計画の推進を図ります。

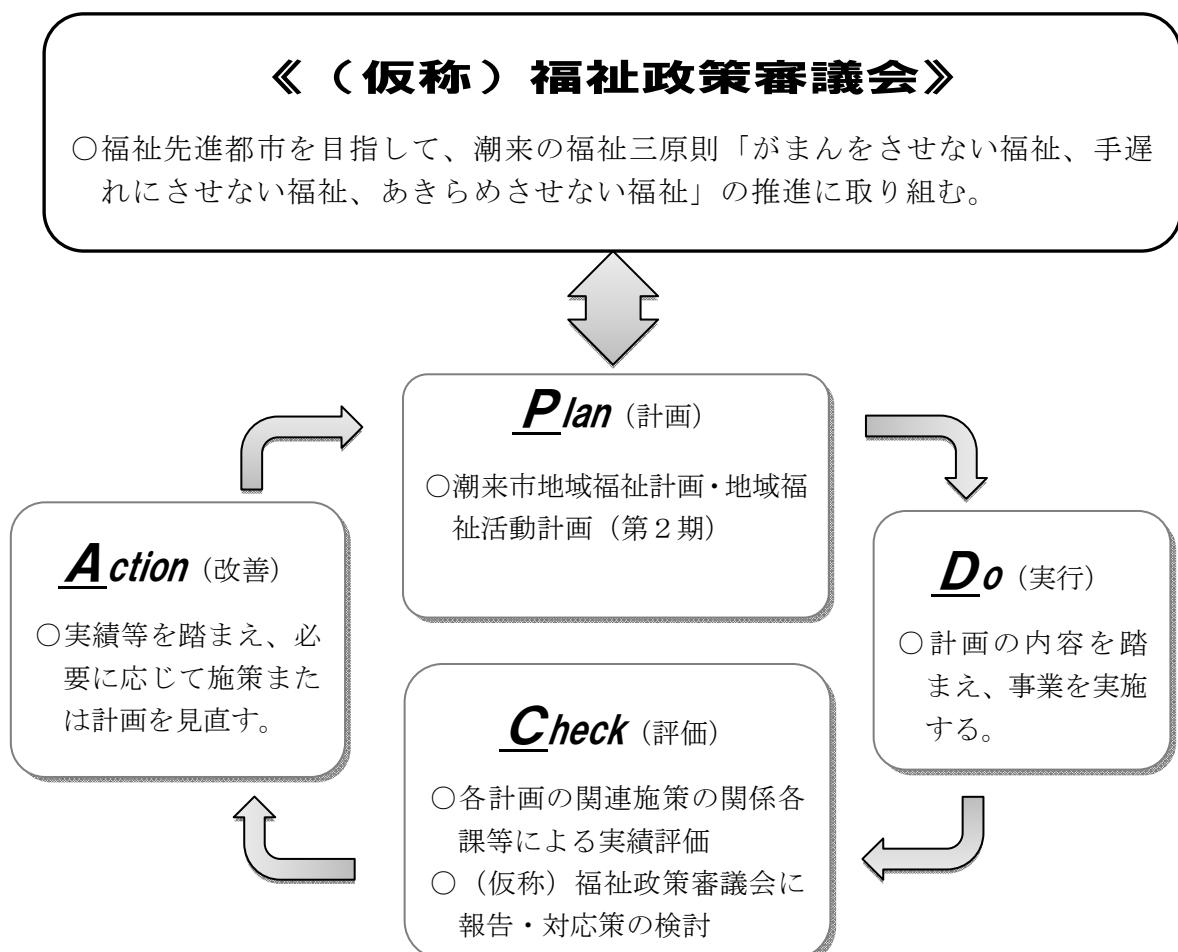
■ 「潮来市地域福祉計画」と「潮来市地域福祉活動計画」との関係

区分	潮来市地域福祉計画	潮来市地域福祉活動計画
策定主体	潮来市	潮来市社会福祉協議会
理念・方向性	◇ みんなで変える！ 変わる！ 潮来の福祉 ◇ = 福祉先進都市を目指して =	
性格	○市の計画 市民・地域・行政の取り組み	○社会福祉協議会の活動計画 施策、個別事業の取り組み

3 計画の評価・点検

- 各施策の進捗状況を把握し、「(仮称) 福祉政策審議会」への報告・対応策を検討します。
- P D C A サイクル（計画：Plan、実行：Do、評価：Check、改善：Action）に基づく進捗状況を、毎年度、評価・点検します。
- 本計画の進捗状況を市民へ公表します。
- 計画の見直し時に合せて、市民の福祉意識を把握するアンケート調査を実施し、分析のうえ総合評価を行います。
- さらに、総合評価を踏まえて、計画の見直しに向けた課題等を検討し、新たな計画を策定します。

■計画の進行管理（P D C A サイクルのイメージ）



4 目標指標

○本計画の推進にあたっては、市民の福祉活動の活発化や多職種・多機関の連携強化が必要不可欠なため、厚生労働省が示した「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業による「地域共生社会の実現に向けた評価指標」を活用した目標指標を設定します。

○また、社会福祉協議会の役割や市民の望ましい地域福祉のイメージづくりが重要視されることから、「潮来市地域福祉に関する市民アンケート」の中から、以下のものを目標指標として設定します。

《目標指標1》市民を中心とした話し合いの場や集いの場の把握を行う。

「地域共生社会の実現に向けた評価指標」	市の現状 (2017(平成29)年度)	目標 (2023年度)
「 <u>ステップ1</u> 」地域に点在する場の一部は把握できているが、網羅的には把握できていない。 「 <u>ステップ2</u> 」網羅的に把握ができている。 「 <u>ステップ3</u> 」2に加えて、場を通して地域課題が把握できる仕組みが機能している。 「 <u>ステップ4</u> 」3に加えて、これまで気づいていない地域課題に気づくために、新しい情報を提供する機能も発揮できている。	ステップ1 ⇒	ステップ4

[指標の考え方] この指標は、市民が福祉を「我が事」と捉える地域づくりを築くための指標です。

[現状評価の理由] 高齢者の地域サロンなど集いの一部は把握していますが、地域課題が把握できるような仕組みや、機能としては十分に発揮できていません。

《目標指標2》支援の担い手となる人に向けて、情報発信や学習会を開催する。

「地域共生社会の実現に向けた評価指標」	市の現状 (2017(平成29)年度)	目標 (2023年度)
「 <u>ステップ1</u> 」ほとんどできていない。 「 <u>ステップ2</u> 」市民もしくは高齢や障がい、児童、困窮等の福祉関係者や医療、教育部局の関係者に実施している。 「 <u>ステップ3</u> 」市民と高齢や障がい、児童、困窮等の福祉関係者や医療、教育部局の関係者に実施している。 「 <u>ステップ4</u> 」3に加えて、総務や環境経済等の福祉以外の関係者にも実施している。	ステップ1 ⇒	ステップ4

[指標の考え方] この指標は、市民が福祉を「我が事」と捉える地域づくりを築くための指標です。

[現状評価の理由] 広報紙やホームページを活用して福祉に関する情報発信をしたり、社会福祉大会の開催等を行っていますが、支援の担い手となる人向けた幅広い関係者への情報発信や学習会は開催できません。

《目標指標3》潮来市の地域の福祉ニーズや課題を把握する。

「地域共生社会の実現に向けた評価指標」	市の現状 (2017(平成29)年度)	目標 (2023年度)
<p>「<u>ステップ1</u>」ほとんど把握できていない。 「<u>ステップ2</u>」日常業務や他機関と連携する中の情報、行政の分野別計画、他分野で実施するアンケート結果等を利用して把握している。 「<u>ステップ3</u>」関係機関等が集う会議や交流会の中で、聞き取りを行い把握している。 「<u>ステップ4</u>」アンケート調査や悉皆調査を実施して把握している。</p>	ステップ4	⇒ ステップ4

[指標の考え方] この指標は、福祉課題を「丸ごと」効率的に把握するための指標です。

[現状評価の理由] 地域福祉に関するアンケートの実施や福祉等関係団体ヒアリング、地域懇談会において地域の福祉ニーズや課題を把握しています。

《目標指標4》潮来市内の各関係機関と連携する。

「地域共生社会の実現に向けた評価指標」	市の現状 (2017(平成29)年度)	目標 (2023年度)
<p>「<u>ステップ1</u>」ほとんどできていない。 「<u>ステップ2</u>」高齢や障がい、児童、困窮等の福祉分野と連携を図っている。 「<u>ステップ3</u>」2に加えて、医療や教育、住まい、就労、雇用といった分野と連携を図っている。 「<u>ステップ4</u>」3に加えて、総務や環境経済等の福祉・医療以外の関係者と連携を図っている。</p>	ステップ2	⇒ ステップ4

[指標の考え方] この指標は、福祉課題を多機関との協働による包括的な支援体制により解決するための指標です。

[現状評価の理由] 福祉関係課等、障害福祉団体、サービス提供事業者などと課題を共有しながら、連携を図っていますが、福祉・医療以外の幅広い関係者との連携には至っていません。

《目標指標5》「社会福祉協議会」の認知度を上げる。

「潮来市地域福祉に関する市民アンケート」	市の現状 (2017(平成29)年度)	目標 (2023年度)
<p>問 あなたは「潮来市社会福祉協議会」をご存じですか。(1つに○) 「1」名前も活動内容も知っている。 「2」聞いたことがあるが活動は良く知らない。 「3」名称も活動内容も知らない。</p>	「1」回答 26.7%	「1」回答 35.0%

《目標指標6》行政と市民が協力して地域で支え合いをする。

「潮来市地域福祉に関する市民アンケート」	市の現状 (2017(平成29)年度)	目標 (2023年度)
問 「福祉」のあり方は、どのようにあるべきと思ひますか。(1つに○) 「1」家族や親せきが面倒をみればよい。 「2」行政(国や自治体)の責任で行うべき。 「3」行政と市民が協力し地域で支え合う。 「4」その他	「3」回答 70.5%	「3」回答 80.0%

資 料 編

(裏白)

1 策定経過

内 容	
平成 29 年 5月 16 日	○業務委託契約の締結（株式会社まち研）
5月 17 日	○計画策定方針の決定
7月 4 日	○第 1 回策定委員会（潮来市福祉 3 計画合同会議） ・計画策定方針について ・今後のスケジュールについて
7月 18 日	○第 1 回ワーキングチーム会議 ・計画の概要について ・市民アンケート（案）について
8月 1 日～18 日	○関係課等調査（11 部署）
8月 2 日～17 日	○地域福祉に関するアンケート調査の実施 ・一般市民 2,000 人、民生委員 70 人、区長 66 人、ボランティア団体 32 団体、市内中学 2 年生全員、潮来高校生徒全員 ○アンケートの実施・分析方針
8月 22 日～9月 5 日	○関係課等ヒアリング調査（11 部署）
8月 30 日	○社会福祉協議会職員によるグループワーク
9月 11 日～21 日	○障害福祉団体、サービス提供事業者ヒアリング (障害者計画の策定と合同)
9月 29 日	○第 2 回策定委員会 ・アンケート結果報告書について ・地域福祉の重点課題（案）及び基本理念（案）について ・構成案について
10月 10 日	○社会福祉協議会職員によるグループワーク
10月 18 日	○第 2 回ワーキングチーム会議 ・アンケート結果について ・地域福祉の重点課題（案）及び基本理念（案）について ・職員ワークショップ
10月 26 日～11月 8 日	○地域福祉に関する地域懇談会（防災訓練説明会と合同） ・大生原地区、津知地区、日の出地区、延方地区、潮来地区、牛堀地区（全 6 地区）
12月 21 日	○第 3 回策定委員会 ・計画素案について
12月 25 日	○第 3 回ワーキングチーム会議 ・計画素案について
平成 30 年 1月 12 日～2月 12 日	○パブリックコメント（意見の聴取）の実施
1月 29 日	○府議 中間報告
1月 31 日	○市議会全員協議会 中間報告
3月 8 日	○第 4 回策定委員会 ・計画案について
3月 23 日	○府議 策定報告、決定

2 設置要綱と委員名簿

潮来市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく、潮来市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び円滑な実施の推進等を図るため、潮来市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関して、必要な検討協議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

- (1)市民代表
- (2)保健医療関係者
- (3)福祉関係事業者
- (4)社会福祉関係団体
- (5)その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第8条 委員会の所掌事項を調査、研究等のため、委員会にワーキングチームを置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、社会福祉担当課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年12月1日から施行する。

社会福祉法人潮来市社会福祉協議会地域福祉活動計画 策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを目指して、潮来市における地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、潮来市社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関して、必要な検討協議を行う。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから、社会福祉協議会会长が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

(1)市民代表

(2)保健医療関係者

(3)福祉関係事業者

(4)社会福祉関係団体

(5)その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(ワーキングチーム)

第8条 委員会の所掌事項を調査、研究等のため、委員会にワーキングチームを置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、潮来市社会福祉協議会において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものほか、委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月19日から施行する。

**潮来市地域福祉計画兼潮来市地域福祉活動計画策定委員会
委員名簿**

(順不同、敬称略)

	選出区分	所 属	氏 名	備 考
1	1.市民代表	潮来市議会	今泉 利拓	議長
2	"	潮来市区長会	薄井登三男	永山東区長
3	"	潮来市PTA連絡協議会	石津 光浩	会長 (大生原小学校PTA会長)
4	"	潮来市高齢者クラブ 連合会	飯田富美男	会長
5	2.保健医療関係者	水郷医師会	松崎 弘明	常南医院院長
6	"	潮来保健所	石田久美子	所長
7	3.福祉関係事業者	認定こども園こひつじ園	平山 豊治	園長
8	"	NPO法人れいめい	森實 和子	理事長
9	"	有限会社 茨城まごころ 介護サービス	高橋 勝弘	代表取締役
10	4.社会福祉関係団体	潮来市ボランティア 協議会	穴井 徹男	副会長
11	"	潮来市民生委員児童委員 協議会	小谷野保明	会長
12	"	社会福祉法人 潮来市社会福祉協議会	大平 幸一	理事
13	5.その他	潮来市役所	岩本 是	市民福祉部長 兼福祉事務所長
14	"	潮来市役所	柿崎 純一	総務部長

潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会
ワーキングチーム名簿

(順不同、敬称略)

	部 署	役 職	氏 名	備 考
1	秘書政策課	係 長	大川 敏幸	
2	総務課	課長補佐	沼田 武男	
3	財政課	係 長	箕輪 充	
4	税務課	課長補佐	橋本 太	
5	環境課	係 長	川井 茂雄	
6	産業観光課	課長補佐	榎原 徹	
7	都市建設課	係 長	鈴木 秀幸	
8	上下水道課	係 長	五十嵐勝巳	
9	学校教育課	係 長	堀井 良子	
10	生涯学習課	課 長	石津 利衛	
11	市民課	課 長	今泉 典子	
12	かすみ保健センター	副センター長	岡野かよ子	
13	子育て支援課	課長補佐	山田 晴美	
14	高齢福祉課	係 長	坂本 元一	
15	高齢福祉課	係 長	山口 忠彦	
16	社会福祉協議会	主任介護支援専門員	篠塚てるみ	
17	社会福祉協議会	地域ケアコーディネーター	高塚 尚子	
18	ファミリーサポートセンター	アドバイザー	和田 直子	
19	社会福祉課	係 長	青木 薫	
20	社会福祉課	係 長	青柳 エミ	
21	社会福祉課	係 長	立原 一実	

《事 務 局》

1	社会福祉課	課 長	茂木 衛	
2	"	課長補佐	石井 吉昭	
3	社会福祉協議会	事務局長	杉山 英之	
4	"	係 長	藤岡 誠	

「潮来市地域福祉計画・地域福祉活動計画(第2期)」

発行日／平成30年3月

発行・編集／潮来市 市民福祉部 社会福祉課

茨城県潮来市辻626

電話0299(63)1111(代表)

社会福祉法人 潮来市社会福祉協議会

茨城県潮来市辻765

電話0299(63)1296(代表)

